

要 望 内 容

回 答

分野別要求項目

I 福祉・医療の充実を

◆医療・保健の充実を

112 国民健康保険制度を改善すること。

- ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
- ・入院時の食事代負担などの軽減対策を拡充すること。
- ・限度額適用認定証の発行にあたっては、保険料納付要件を撤廃し、周知を徹底すること。所得区分については急激な収入の減少に対応すること。
- ・高額療養費・特定療養費など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
- ・高額療養費・高額介護医療合算療養費、居住費の限度額を元に戻すよう国に求めること。市として補助すること。

- ① 災害その他特別の理由により一部負担金の支払いが困難な世帯に対しては、本市独自に条例等に規定を設け、一部負担金減免の取扱いを行っております。一部負担金減免制度の承認に係る収入基準額については、国の定める収入基準である「生活保護基準額」よりも広い基準を設けております。
また、国において平成22年9月に一部負担金減免に係る取扱いに関する一定の基準が示されたことから、その基準に該当するものについても、一部負担金減免の取扱いを行っております。
- ② 一部負担金減免の適用にあたっては、他の被保険者との負担の公平性の観点から、収入及び資産等の状況も含め、総合的に判断しているものであり、一部負担金の支払いが可能な預貯金等を保有している方には、その活用をお願いしております。
- ③ 入院時における食事代負担等については、日常生活でも要する程度の額に関して、自己負担をお願いしているものですが、低所得者の方に対しては、負担の軽減を図るため減額制度が設けられております。
軽減対策の拡充については、他の被保険者との負担の公平性の観点から、困難であると考えております。
- ④ 70歳未満の方への限度額適用認定証の交付にあたっては、法令上、保険料の滞納がないことが条件となっております。ただし、届出により、保険料を滞納していることについて、特別の事情があると認められる場合又は保険者が適当と認める場合については、限度額適用認定証を交付することとなっております。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	112
要 望 内 容	回 答		
	<p>特別の事情については、滞納理由が災害・盗難・病気・事業廃止等による場合とされており、これに該当しない滞納（特別の事情の発生日より前の滞納）があれば限度額適用認定証が交付されないこととなります。</p> <p>しかしながら、本市においては、機械的な一律の対応を行っておらず、特別の事情があると認められない場合や滞納がある場合においても、個々の世帯の状況等をお聞きしたうえで、きめ細かな対応を行っており、一定の納付意思が認められる場合は、限度額適用認定証の交付を行っております。</p> <p>また、限度額適用認定証の制度については、市民向けパンフレットである「国保ガイド」及び本市ホームページ「京都市情報館」に当該制度を掲載することにより周知を行っております。なお、「国保ガイド」については、毎年、被保険者全世帯に対して送付しております。</p> <p>⑤ 限度額適用認定証の区分判定は、法令により毎年8月1日を基準日として、前年所得の市民税情報に基づき判定することとなっております。</p> <p>⑥ 保険料は国保の事業運営の基幹的な財源であり、全ての被保険者に公平に負担していただくことが制度存立の前提です。滞納されている方に対して現金給付を行う際は、このような制度の趣旨を説明させていただき、本人同意を得たうえで、滞納保険料に充てていただくようお願いしております。</p> <p>⑦ 70歳以上の方の高額療養費・高額介護合算療養費の見直しについては、医療保険制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から行われたものです。このため、低所得の方の限度額は据え置かれております。</p> <p>また、65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費については、医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとなりました。しかしながら、難病の方や居住費を負担すると生活保護が必要となる方については、引き続き居住費の負担を求めないこととする配慮がなされているところです。</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	112
要 望 内 容	回 答		
	見直しの趣旨である負担の公平性の観点から、現時点で国への要望や本市としての補助は考えておりません。		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	113
要 望 内 容	回 答		
113 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。	<p>① 患者が院外処方の施設を受診した場合の薬代については、現在、無料低額診療事業の対象外となっており、近年の医薬分業を踏まえ、事業実施機関からも院外処方による薬代について、事業の対象とするよう要望が寄せられております。</p> <p>② 無料低額診療事業の制度の在り方に関しては国の責任で検討されるべきと考えており、本市としては、国に必要な要望を行っているところです。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年度 利用実績 310,809人 <内訳> 生活保護 201,079人 生活保護以外 109,730人</p> <p>※ 上記実績は、市内35箇所の登録施設(平成28年度)における利用者数</p> <p><国への要望活動></p> <p>平成29年7月 大都市民生主管局長会議 8月 全国自治体ホームレス対策連絡協議会要望行動</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	114
要 望 内 容	回 答		
114 市立京北病院の老朽化対策を急ぐこと。正規職員を増やすこと。	<p>① 市立京北病院の施設については、医療、介護サービスの提供に支障がないよう、計画的に必要な修繕が実施されております。</p> <p>② 市立京北病院の職員については、市立病院との連携等により、引き続き、適切な人員配置が図られております。</p>		

要 望 内 容

回 答

115 市立病院・市立京北病院において独自の医療費等患者負担の減免制度を周知し適用すること。独自に財源を確保し無料低額診療事業を行うこと。初診時特定療養費は元に戻すこと。

- ① 院内減免の取扱いについては、出生証明書、死亡診断書や胎盤処理料等、全額自己負担となっているものについて、患者又は家族の方からの申請に基づき、当該世帯の収入状況を把握し、その状態が、生活保護法による最低生活費の130%以下と認定される者に対し減免措置を講じられております。また、院内減免制度を含む経済問題に関する相談についても、随時対応されております。
- ② なお、相談体制については、平成23年4月に1名配置された医療ソーシャルワーカー（MSW）が拡充され、平成29年4月からは9名配置しております。
- ③ 市立病院及び京北病院は、地方独行政法人が経営する病院であり、無料低額診療の実施の有無に関わらず、固定資産税等については非課税です。そのため、民間医療機関と同様の無料低額診療を実施することで、税の減免による財源確保が図れるわけではなく、無料低額診療を行う財政基盤がないことから実施は困難です。
- ④ 初期診療は地域の「かかりつけ医」に担っていただき、市立病院は「かかりつけ医」からの紹介を受けて、高度かつ専門的な医療を提供するという地域医療連携を一層推進する観点から、平成28年度診療報酬改定により、初診時選定療養費の義務化が行われ、初診時選定療養費が改定（例：医科 3,240円→5,400円（税込））されました。今後についても、国の医療政策の動向を注視しつつ、適切な医療を提供するよう努めてまいります。

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	116
要 望 内 容	回 答		
116 市立病院・市立京北病院が政策医療等公的責任を果たせるよう、運営費交付金を削減しないこと。	<p>① 地方独立行政法人は、原則として独立採算により運営しなければなりません。感染症医療や救急医療、へき地医療等の政策医療の分野において、効率的な運営に努めてもなお性質上不採算とならざるを得ない部分が生じます。</p> <p>これら政策医療に係る収支不足部分を補てんする運営費交付金については、引き続き中期計画に基づき必要な予算を確保してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 1,884,000千円 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	117
要 望 内 容	回 答		
<p>117 市立病院院内保育所の運営は委託をやめ、京都市・病院が直接責任を持つこと。職員の安定的処遇や雇用継続で保育の質を確保すること。</p>	<p>① 市立病院では、かつては、院内に設置した市立病院院内保育所運営センターに保育所運営を委託してきましたが、平成17年3月の包括外部監査人の指摘を踏まえ、効率的な運営と専門的な保育を両立させるため、平成23年4月から公募により選定した事業者へ委託されております。</p> <p>② 現委託事業者については、平成29年6月に子ども若者はぐくみ局が実施した監査において、昨年と同様、指摘事項はなく、問題なく保育所が運営されていると認識しております。</p> <p>③ 今後も、市立病院においては、医師、看護師が安心して仕事を続けていけるよう、保育の質を確保するため、委託事業者や保護者と密に連携を取り、適切な運営に取り組まれるものと認識しております。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答

NO.

118

要 望 内 容

回 答

118 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。

① 3級の身体障害者手帳の交付を受けている方を重度心身障害者医療費支給制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては、本市の厳しい財政状況において、極めて困難な状況です。

(平成30年度予算額)

・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2, 324, 212千円
	事務費	30, 062千円
・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1, 403, 000千円
	事務費	26, 156千円

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	119
要 望 内 容	回 答		
<p>119 小児慢性特定疾病治療研究事業については、法改正により増大した患者負担を軽減するよう国に求めると同時に、受療権を保障する独自の支援策をつくること。</p>	<p>① 平成27年1月の制度改正においては、より公平で安定的な制度としていくため、対象疾病の拡大とともに、自己負担額の見直しが図られましたが、国において、医療費負担が高額で長期に及ぶ世帯への軽減措置の特例が設けられているところであり、本市独自に負担軽減策を講じる考えはありません。</p> <p>② 制度改正後の患者の自己負担については、所得階層や利用状況等により負担の増減は様々であるため、状況を注視しつつ、円滑な制度の実施に努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額) ・小児慢性特定疾病医療費等医療給付 410,224千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成17年2月 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の制定 平成27年1月 「児童福祉法の一部を改正する法律」施行 (小児慢性特定疾病医療費助成制度開始 対象疾病の拡大, 514疾病が704疾病に整理・拡大) 平成29年4月 対象疾病が704疾病から722疾病に整理・拡大</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	120
要 望 内 容	回 答		
<p>120 ひとり親家庭医療費支給制度の所得制限を、ひとり親家庭の厳しい生活実態をふまえ、2012年度までの基準に戻すこと。</p>	<p>① ひとり親家庭等医療費支給制度については、社会状況等の変化に対応し、安定的で持続可能なものとするための見直しが必要となっている中で、京都府が設置する「ひとり親家庭の支援施策検討会」等の検討結果等を踏まえ、平成25年8月から、対象を父子家庭へ拡大するとともに、所得制限の見直しを行いました。</p> <p>② 所得基準については、福祉施策として市民理解の得られる基準として、平均的な勤労者の収入等を考慮したものであり、元の基準に戻すことは考えておりません。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費支給事業 1,027,033千円 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	121
要 望 内 容	回 答		
121 京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を元に戻し、74才まで拡大すること。	<p>① 我が国は、今や人口減少社会への対応が喫緊の課題となり、急速な高齢化・少子化の進行に対応した、世代間における負担と給付の公平性が確保された、持続可能な社会保障制度への改革が求められております。このような中、国において、平成26年4月から、新たに70歳に到達された方の健康保険における自己負担割合が1割から2割に引き上げられました。</p> <p>② このため、65歳から69歳までの低所得者の方等を対象に実施している本制度についても、全国的に同様の制度がほとんど廃止されている中、制度の存続を前提に京都府等と検証した結果、府内統一の制度として、平成27年4月から自己負担割合を2割に軽減するとともに、同年8月から対象要件を所得税非課税世帯のみとする見直しを実施しております。</p> <p>③ なお、従来制度のまま、対象者を74歳まで拡大することは、更に多額の経費を必要とすることから困難と考えております。平成26年の見直し後においても、他の政令市にはない充実した内容となっております。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療費支給事業 医療費 787,000千円 <li style="padding-left: 150px;">事務費 65,193千円 		

要 望 内 容

回 答

122 児童福祉センター，こころの健康増進センター，リハビリテーション推進センターの3施設合築計画については，各センターの機能の縮小につながるおそれがあり，撤回すること。それぞれのセンターの機能を充実させること。

① 平成29年度は，3施設一体化に向けた基本計画の策定に向け，平成29年8月に「3施設一体化整備基本計画に係る有識者ヒアリング」（障害福祉・児童福祉・医療・建築分野の学識者等により構成）を設置し，9月から12月にかけて，全3回の有識者ヒアリングを実施し，各委員の専門的な立場から御意見を聴取しております。また10月には当事者団体等からの意見聴取を行うとともに，1月からは市民意見の募集も行うなど，平成30年3月の「基本計画」策定に向けた作業を進めているところです。

② 3施設一体化整備については，有識者ヒアリングや当事者団体等からいただいた御意見を踏まえ，全市域における障害保健福祉施策の総合的な推進と，児童福祉施策の充実・強化に向け，各施設の機能の充実を図るとともに，相互の連携体制を強化し，切れ目のない専門的な相談や支援の実現に向け，取り組んでまいります。

（平成30年度予算額）

・ 3施設一体化整備事業 21,400千円【政策的新規・充実】

（経過・これまでの取組等）

平成29年 3月 基本構想策定
 5月 基本計画策定に係る委託業者選定プロポーザル募集
 7月 基本計画策定に係る委託契約について(株)東畑建築事務所と締結
 8月 基本計画策定に係る有識者ヒアリング要綱設置
 9月 第1回有識者ヒアリング開催
 10月 当事者関係団体等から意見聴取（15団体13通）
 11月 第2回有識者ヒアリング開催
 12月 第3回有識者ヒアリング開催
 1月～3月 基本計画（案）に係るパブリックコメント実施

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	123
要 望 内 容	回 答		
<p>123 難病医療における特定医療費について、法改正により増大した患者負担を軽減するよう国に求めると同時に、受療権を保障する独自の支援策をつくること。</p>	<p>① 平成27年1月の難病医療に係る制度改正においては、より公平で安定的な制度としていくため、対象疾患の拡大とともに、自己負担額の見直しが図られましたが、医療費負担が高額で長期に及ぶ世帯への軽減措置や、病状の程度が軽症でも一定の条件に当てはまる場合は、支給認定の対象となる等の特例が設けられているところであり、本市独自に負担軽減策を講じる考えはありません。</p> <p>② 本市としては、平成30年4月に権限移譲される難病医療費助成の事務を円滑に遂行するため、引き続き京都府との情報共有や協議を進め、難病患者の方をきめ細かく支援できるよう、審査体制の整備を進めるとともに、関係機関への周知等に取り組んでまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病対策総合推進事業 2,086,441千円 (うち府市協調による難病相談支援センターの共同設置 10,200千円【政策的新規・充実】) <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成25年6月 希少難病患者への支援など総合的難病対策の拡充について国へ要望</p> <p>平成26年6月 難病患者の医療費助成について、対象疾患の拡大・自己負担の軽減に向けた更なる検討、大都市特例の施行に向けた早期の制度設計及び準備並びに市町村への権限移譲後における市町村の財政負担を前提としない明確な財政措置について国へ要望(以降毎年実施)</p> <p>平成27年1月 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 (医療費助成対象疾患の拡大, 56疾患が110疾患に整理・拡大)</p> <p>7月 医療費助成対象疾患が196疾患追加, 306疾患に拡大 (次ページに続く)</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	123
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成29年4月 医療費助成対象疾患が24疾患追加，330疾患に拡大 平成30年1月 国の「厚生科学審議会疾病対策部会」において，平成30年4月 から新たに1疾患追加し，331疾患に拡大することを承認</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	124
要 望 内 容	回 答		
124 高齢者インフルエンザ予防接種は、所得金額125万円超の対象者について接種料金を1500円に戻すこと。煩雑化した手続きを簡略化すること。	<p>① 高齢者インフルエンザ予防接種については、平成25年度から、所得区分に応じたよりきめ細かな接種料金の設定とするとともに、これまでの所得区分の確認方法を見直し、接種料金軽減の対象となる方に窓口又は郵送にてあらかじめ申請していただき、本市が確認したうえで自己負担区分証明書を発行する方法に変更しました。</p> <p>② 今後も高齢者人口の増加に伴う予防接種の需要の増大が見込まれることから、従来の接種料金に戻すことは困難です。また、自己負担区分証明書の発行申請については、郵送による手法を可能とするなど、引き続き、負担軽減に努めてまいります。</p> <p>③ なお、平成27年度からは、これまでよりも多くのインフルエンザウイルスに対応することができるよう4価ワクチン（平成26年度：3価ワクチン）が導入されたことに伴い、ワクチン単価が500円引き上げられましたが、本市が引き上げ分を負担することにより接種料金は据置きにしております。</p> <p>（平成30年度予算額） ・高齢者インフルエンザ予防接種 884,359千円</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	125
要 望 内 容	回 答		
125 廃止された休日急病東診療所，南部休日歯科診療所について，統合以降の状況を検証し，復活すること。	<p>① 急病診療所については，診療科目ごとに市内3箇所分散しておりましたが，平成23年3月に交通至便なJR二条駅前へ移転統合したことにより，複数の診療科目が1箇所を受診できるようになり，さらに平成23年4月からは，小児科の深夜帯診療及び内科の準夜帯診療を新たに開始しました。</p> <p>② また，休日急病歯科南部診療所については，休日急病歯科診療に係る全市的な市民サービスや，効率的な事業実施の視点から，平成27年6月末をもって京都市休日急病歯科中央診療所への統合を行い，中央診療所の診療体制を通常は2診から3診，ゴールデンウィークは3診から4診，年末年始は4診から5診へ，それぞれ体制を拡充する等，診療体制強化してまいりました。</p> <p>③ こうした利便性の向上等により，効率的な医療提供体制が整い，本市全体として救急医療提供体制が充実・強化されているものと考えております。</p> <p>(平成30年度予算額) ・急病診療所等運営 438,127千円(歯科含む)</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	126
要 望 内 容	回 答		
126 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制、検査体制を強化し、正確な情報提供を行うこと。簡易型放射能測定器を設置する団体等への補助金制度を創設すること。	<p>① 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、今後とも、社会情勢に応じ、効率的かつ効果的な監視及び検査体制を確保するとともに、放射能検査の実施やその結果の公表等、正確かつ適切な情報発信を行い、食の安全・安心の確保に努めてまいります。</p> <p>② 食品の放射能検査については、京都市衛生環境研究所において必要な検査を実施しており、簡易型放射能測定機を設置する団体等への補助金制度を創設する必要はないと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成23年 3月11日 福島原子力発電所事故発生 3月23日 中央卸売市場第一市場に入荷する農水産物の放射能検査開始 4月13日 放射能の依頼検査受付開始 9月 1日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭の放射能検査開始</p> <p>平成24年 4月 1日 新たな基準値の施行 5月16日 市内小売店で販売されている加工食品等の放射能検査開始</p>		

要 望 内 容

回 答

127 第二市場におけるBSE検査は48ヶ月齢以下も含む全頭を検査すること。放射能対策については、引き続き全頭を検査すること。

- ① BSE検査については、国が食品安全委員会（内閣府所管）による食品健康影響評価及び薬事・食品衛生審議会（厚生労働省所管）の了承を得たうえで、平成25年7月1日以降の検査対象月齢を48箇月齢超とし、本市としても、従前からの科学的根拠の蓄積や国内外の状況を踏まえ、市民の不安が払しょくできる環境が整ったと判断できたことから、全頭検査の必要はなくなったものと考え、検査対象を48箇月齢超の牛のみとしておりました。
- ② その後、国の食品安全委員会は、平成28年8月に、48箇月齢超の牛のBSE検査廃止に伴うリスクは極めて低い旨の答申を行い、厚生労働省においても、平成29年2月13日に厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正し、健康なと畜牛のBSE検査を平成29年4月から廃止することとしました。
- ③ 国の方針を受け、本市では、「京都市食の安全安心推進審議会」に意見を求めるとともに、これまでの検査でBSE感染牛は確認されていないこと、また、他自治体の動向も踏まえ、平成29年4月から健康牛のBSE検査は廃止し、運動障害等の神経症状が疑われる牛等の病畜については、引き続き、BSE検査を実施することとして、確実な安全対策を図っているところです。
- ④ なお、牛の放射能検査については、牛肉に対する不安の解消を図るため、引き続き全頭検査を実施してまいります。

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	127
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>< B S E 対策 ></p> <p>平成13年10月18日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭のB S E 検査開始</p> <p>平成25年 7月 1日 B S E 検査対象月齢を48箇月齢超に変更</p> <p>平成27年12月18日 厚生労働大臣から食品安全委員会へ、健康など畜牛B S E 検査の廃止に伴う食品健康影響について諮問</p> <p>平成29年 2月13日 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布</p> <p>4月 1日 改正省令の施行に伴い、健康など畜牛のB S E 検査を廃止</p> <p>< 放射能対策 ></p> <p>平成23年 3月11日 福島原子力発電所事故発生</p> <p>9月 1日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭の放射能検査開始</p> <p>平成24年 4月 1日 新たな基準値の施行</p>		

要 望 内 容

回 答

128 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。アルコール依存症対策を進めるために、断酒会等自助グループへの会場提供や各区における企画協賛など支援を強めること。ギャンブル依存症対策を強化し、ネット依存について相談日を設けるなど具体化を進めること。

① 本市では、薬物依存症に関する普及啓発のための各種講演会等の開催、リーフレットの作成のほか、関係者研修会や本人及びその家族等への個別相談を実施するとともに、平成28年度からは依存症者家族支援プログラムを、さらに平成29年度からは依存症本人に対する薬物依存症再発予防プログラムを開始し、支援に取り組んでおります。

② 平成25年7月に京都府が開設した「きょう—薬物をやめたい人—のホットライン」※の運営に、本市もアドバイザー等で参画しており、平成28年6月に施行された「刑法等の一部の執行猶予に関する法律」を踏まえ、今後も地域や民間更生団体等の関係機関と連携し、薬物依存症の方に対する支援に取り組んでまいります。
※薬物依存症から回復した経験のある相談員が、当事者の立場から相談に応じる相談窓口

③ また、断酒会や薬物依存症者等の自助グループへの支援については、これまでから本市施設の会場提供や、依存症回復施設との協働による講演会開催などを行うとともに、各区役所・支所の精神保健福祉連絡協議会において、アルコール依存症対策等の啓発を行っております。

④ さらに、本市では、ギャンブル依存症の本人及びその家族への個別相談の実施、自助グループの本市施設使用などの支援に取り組んでおり、今後も普及啓発や関係機関との連携による支援等に取り組んでまいります。

⑤ なお、現在、ネット依存に特化した相談日を設けることは検討しておりませんが、思春期・青年期のこころの健康やひきこもりの相談等の中で、本人及びその家族等の支援に取り組んでまいります。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	128
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康増進センター管理運営 33,534千円 <li style="padding-left: 2em;">(うち依存症対策事業 3,158千円【充実】) 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	129				
要 望 内 容	回 答						
129 中央斎場は受付業務を直営に戻すこと。現業の後継者育成に努めること。	<p>① 中央斎場の受付業務に関しては、「京都市中央斎場のあり方検討委員会」において、「運営の効率化や市民サービスの向上に向け、民間の活用を検討すること」との提言を受け、平成26年度から委託化により効率的な運営が図られているものであり、平成30年度以降も継続してまいります。</p> <p>② 一方、衛生業務員については、同委員会において、職員の高い技術力と意識を評価したうえで、「その技術を今後とも活用すべきである」と示されたように、職員による火葬技術の伝承を確実にいき、引き続き、後継者育成に努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・中央斎場運営</td> <td style="text-align: right;">262,505千円</td> </tr> <tr> <td>（うち京都市中央斎場受付等委託金額</td> <td style="text-align: right;">14,347千円）</td> </tr> </table> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成24年8月 「京都市中央斎場のあり方検討委員会」設置 平成25年2月 提言書の提出 平成26年4月 受付業務等委託開始</p>			・中央斎場運営	262,505千円	（うち京都市中央斎場受付等委託金額	14,347千円）
・中央斎場運営	262,505千円						
（うち京都市中央斎場受付等委託金額	14,347千円）						

要 望 内 容

回 答

◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

130 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。

- ・介護施設における補足的給付、限度額認定証発行の際の資産要件をやめること。
- ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和し、必要な介護が受けられるようにすること。
- ・保険料の滞納による給付制限は行わないこと。
- ・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること。
- ・京都市独自に、介護労働者の処遇改善を目的とした交付金等を支給すること。
- ・地域包括支援センターへの委託金をさらに増額すること。
- ・緊急ショートステイ事業については、利用対象や空床確保を元に戻すこと。

① 介護保険の補足的給付における限度額認定証発行の際の資産要件の追加は、食費や居住費を負担して在宅で生活する方との負担の公平性を図る必要があることや、預貯金等の資産を保有し負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足的給付が行われる負担の不公平を是正する必要があることから、全国一律の措置として行われたものです。

本市としては、引き続き、適切に運用してまいります。

② 生活援助や通院・院内介助等のサービスは、それぞれの利用者の生活実態や心身の状況等を勘案した個別のケアマネジメントを踏まえて作成される居宅サービス計画に基づき、適切にサービス提供できているものと認識しております。

③ 保険料滞納による給付制限は、介護保険法により規定されており、本市においても、その規定に基づき運用しております。

本市では保険料滞納による給付制限について、被保険者に送付する文書に掲載して周知に努めるとともに、保険料を滞納されている方に対して分割納付に応じる等のきめ細かな納付相談を行い、できる限り給付制限措置が生じないよう取り組んでおります。

④ 居宅サービスに設けられた利用限度額は、介護が必要な度合いに応じて、提供されるサービスに差が生じないよう、制度の公平性を確保するための仕組みです。

介護保険制度は国が定めた全国一律の社会保険制度であることから、利用限度額の在り方についても、国の考え方に基づき定められるべきであると考えております。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	130
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ 介護保険制度は全国一律の社会保険制度であることから、本市独自に事業者への交付金等を支給する考えはありませんが、介護の担い手（介護職員）の処遇改善は重要と考えており、これまでから国に要望してまいりました。これを受け、国において、平成29年度の臨時の介護報酬改定により、処遇改善加算が拡充され、月額1万円相当の改善が行われ、平成21年度以降合計で53,000円、年間60万円の改善が図られております。また、平成30年度の介護報酬改定において、0.54%の引き上げ改定が実施される予定です。</p> <p>⑥ 本市においては、各「高齢サポート」（地域包括支援センター）（以下、「高齢サポート」という。）の担当圏域の高齢者数及び単身高齢者世帯数に応じて、これまでから、国基準を上回る人員配置を行ってきたところです。 なお、高齢サポートの活動を円滑に実施できるよう、これまでの各センター1名ずつ、合計61名の職員の増員に加えて、平成28年度には、担当する地域の第1号被保険者数が10,000人以上のセンター等に対し、職員の追加配置を行い、高齢者数の増加に対応できるよう措置したところです。</p> <p>⑦ 短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）については、国の制度改正に伴い、国の補助金の対象外とされたことを受けて、本市独自に確保した財源の中でより効果的・効率的に運用していくため、平成28年7月から見直しを実施したところです。 具体的には、介護者や家族の疾病等による利用は対象外とし、虐待等のより緊急性の高いケースに対応できるようにするとともに、介護保険制度との整合性を図る観点から、介護保険給付の枠外での利用は対象外とし、また、最長2箇月の利用期間も、原則14日（最長1箇月）としました。 見直し後1年以上経過しましたが、虐待等の緊急性の高いケースの受け入れが適正に行われている状況であり、引き続き、同事業を適切に運用してまいります。</p> <p>（平成30年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業 1,645,528千円 ・短期入所生活介護緊急利用者援護事業 2,214千円 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	131
要 望 内 容	回 答		
131 サービス付き高齢者向け住宅については、見守りの実施や適正なサービス給付が行われているか等について指導・監督すること。	<p>① サービス付き高齢者向け住宅については、本市への登録申請の際、契約書の確認やハード面の確認等、関係局と連携しながら書類審査や現地確認等の事前チェックを行っております。契約内容に疑義がある場合は、その都度是正等を求めるとともに、年一回、重要事項説明書の提出を求めており、運営後のチェックも行っているところです。</p> <p>また、登録数の増加に伴い、平成26年度から、関係部署が連携し、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく立入検査を実施しているところです。</p> <p>さらに、平成27年7月に改正された有料老人ホーム設置運営標準指導指針の適用により、本市内のサービス付き高齢者向け住宅については全て有料老人ホームに該当すると取り扱われることを受け、指針改正以降は、老人福祉法に基づく有料老人ホームとしての立入検査も併せて実施しており、介護サービス事業所が併設されている場合には、介護保険法に基づく実地指導も実施しております。</p> <p>今後も、関係部署が連携して指導を行ってまいります。</p> <p>※ 市内の登録数 98棟（平成29年12月6日時点）</p>		

要 望 内 容

回 答

132 すこやかホームヘルプサービスや入浴サービス・養護老人ホームなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービスの対象に昼間独居世帯を戻すこと。

① 介護保険以外の高齢者福祉施策については、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、健康すこやか学級等、生活支援や介護予防につながるサービスの提供など、引き続き充実に努めてまいります。

また、心身の状況や置かれている環境の状況等から、在宅において日常生活を営むことに支障のある高齢者に対しては、引き続き、養護老人ホームへの入所等の措置を適切に実施してまいります。

② すこやかホームヘルプサービスについては、利用者の状態像が、介護予防日常生活総合事業（以下、「総合事業」という）における事業対象者と概ね同等であるため、平成29年度の総合事業の開始後は、総合事業の訪問型サービスへの移行を行いました。

なお、60～64歳の要支援相当等の方が対象となる在宅生活支援ホームヘルプサービスについては、総合事業の対象外となるため、引き続き事業を実施してまいります。

また入浴サービス事業については、総合事業において要支援者等に対する短時間型デイサービスが開始されることなどに伴い、事業主体において平成28年度末で事業を廃止されたことから、本市助成についても平成28年度をもって廃止しました。

③ 高齢者いきいき銭湯助成事業については、介護保険制度開始後、デイサービス事業を行う施設が年々増加しており、高齢者の身近な地域で入浴サービスが利用しやすくなっていることから、当事業の役割は終えたものと考えております。

④ 配食サービス事業については、栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、事業対象者の安否確認を行うことを目的とした事業でもあるため、要支援・要介護認定を受けた高齢者世帯又は当該高齢者のほか身体状況等により買物及び調理ができない方のみの世帯等を対象として、引き続き、事業を実施してまいります。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	132
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人ホーム入所措置事務 1,975,278千円 ・配食サービス事業 94,210千円 ・配食サービス事業(60～64歳) 525千円 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	133
要 望 内 容	回 答		
133 緊急通報システム利用料の負担を軽減し、高齢者の地域生活を支えること。	<p>① あんしんネット119（緊急通報システム）の利用料については、従来、所得状況に応じて費用を負担いただいておりますが、費用負担が一部の階層に偏っていたことから、階層ごとの利用料の格差を緩和し、「薄く広く」負担いただくため、平成24年7月から所得階層区分の基準と区分ごとの利用料の見直しを行いました。</p> <p>② この見直しは、負担額を軽減する階層を設ける等、所得階層ごとの費用負担の偏りを是正したものであり、年度途中であっても生活実態や経済状況に変化があった場合においては、負担軽減措置を実施しているところです。</p> <p>（平成30年度予算額） ・緊急通報システム事業 102,695千円</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	134
要 望 内 容	回 答		
134 外国籍市民，高齢者・重度障害者特別給付金を増額し，対象を拡大すること。	<p>① 国が必要な対応を行うまでの措置として，「外国籍市民重度障害者特別給付金」及び「高齢外国籍市民福祉給付金」を本市独自事業として実施し，無年金者等に対する福祉の向上を図っているところですが，その増額及び対象者の拡大については，本市の厳しい財政状況の下，極めて困難であると考えております。</p> <p>② 無年金者の救済については，本来は国が制度化を図り，公平に解決されるべきものと考えており，今後も，他の政令指定都市と協力し，国に対して必要な要望を行ってまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍市民重度障害者特別給付金事業 16,851千円 ・高齢外国籍市民福祉給付金支給事業 10,812千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年4月 対象者を拡大し，精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加</p> <p>平成19年4月 「外国籍市民重度障害者特別給付金」支給月額を増額 36,000円→41,300円(+5,300円) 「高齢外国籍市民福祉給付金」支給金額を増額 10,000円→17,000円(+7,000円)</p> <p>平成21年4月 年金制度の改正(障害基礎年金と老齢厚生・遺族年金との併給可能)の趣旨を踏まえ，給付金の支給要件を同様に緩和</p> <p>平成29年7月 二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議の「平成29年度 国に対する要望書」により要望 大都市民生主管局長会議の「平成30年度 社会福祉関係予算に関する提案」により要望</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	135
要 望 内 容	回 答		
<p>135 高齢者雇用安定法に基づき、高齢者の就労の機会をシルバー人材センター以外の団体への支援を含め、これまで以上に拡充すること。</p>	<p>① 高齢者雇用については、引き続き、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用の維持、確保に努めてまいります。</p> <p>② また、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の推進のため、高齢者がこれまで家庭、地域、職場の各分野で長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に生かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供している公益社団法人京都市シルバー人材センターに対する支援を行っており、今後も、更なる事業拡大に向けた支援を続けてまいります。</p> <p>③ なお、就労支援については、国や他都市の状況を踏まえ、引き続き、シルバー人材センターにおける支援を進めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額) ・シルバー人材センター運営補助等 77,027千円</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	136
要 望 内 容	回 答		
136 老人クラブへの助成金を増額し、単位老人クラブの事業に対する支援を強めること。高齢者の生きがい対策や居場所づくりなど、要求に応えること。	<p>① 単位老人クラブへの支援については、国における「老人クラブ活動等事業実施要綱」に基づき、引き続き、活動を支援してまいります。</p> <p>② 高齢者の居場所づくりについては、地域の住民や団体が主体となって設置運営する通いの場としての「健康長寿サロン」に対し、要件を満たすものについては、補助金を交付し、また、ホームページで健康長寿サロン情報を公開する等の支援を行っております。</p> <p>引き続き、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、取り組んでまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すこやかクラブ京都（老人クラブ）補助等事業 76,315千円 ・地域における高齢者の居場所づくり支援事業 9,810千円 		

要 望 内 容

回 答

◆福祉・子育て支援の充実を

137 児童福祉法24条1項に基づいて、京都市の保育実施責任を果たし、今後の保育所整備については認可保育所増設・改築が中心となるようにすること。土地確保の困難な地域へは、独自措置など踏み込んだ対策をとること。

- ① 保育の実施責任については、保育を必要とする全ての児童に対して適切に保育が提供されるよう市町村が利用調整を行うこととされており、引き続き公的な役割と責任を果たしてまいります。
- ② また、本市においては、幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に実施するために、平成27年度から平成31年度までの5箇年のニーズを見込み、そのニーズに対する提供体制の確保方策等を盛り込んだ「京都市子ども・子育て支援事業計画」を、「京都市未来こどもはぐくみプラン」と一体的に策定しております。
- ③ 「京都市子ども・子育て支援事業計画」については、国通知に基づき、平成29年12月に平成31年度までに必要となる幼児教育・保育の量の見込み及び提供体制に関する見直しを行っており、今後も必要に応じて保育所の新設、増改築等に加え、幼稚園など地域資源を活用した預かり保育や小規模保育事業等によって、量の見込みに対する提供体制を確保していくこととしております。
- ④ 今後とも、「京都市未来こどもはぐくみプラン」に基づき、地域の保育ニーズに応じた取組を推進してまいります。
- ⑤ なお、保育所等の整備に当たっては、国の補助制度を活用し、必要な措置を講じてまいります。

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	138
要 望 内 容	回 答		
<p>138 保育園の待機児童については「幼稚園預かり保育利用」「企業主導型保育事業利用」「特定の保育所等を希望」も待機児童に位置づけること。引き続き、保育所入所の一次審査の結果を公表すること。</p>	<p>① 待機児童の定義については、国から全国統一の基準が示されることにより、全国 の状況を比較できる点で意義があると考えており、本市独自で定義の見直しを行う ことは考えておりません。</p> <p>② 本市では、国定義による待機児童ゼロの達成にとどまることなく、市民に保育所 等を利用しやすいと実感していただけるよう、引き続き待機児童対策に取り組んで まいります。</p> <p>③ なお、本市では、1人でも多くの子どもが保育利用できるよう、3月末まで利用 調整を行っており、途中経過である一次調整結果を公表することは考えておりませ ん。</p>		

要 望 内 容

回 答

139 保育園入所の点数制は目安とし、福祉的な観点から総合的に判断すること。小規模保育からの入所を保障し、障害児や自営業者の子の入所が厳しくなっている点を改めること。

- ① 保育利用ポイント制については、基準を要綱に定め、詳細を保育利用申込みの御案内や京都市ホームページに掲載しており、厳格に適用しているところです。
また、当該基準では、多様な世帯状況に対応するためにも、特に福祉的な観点から保育利用が必要と判断できる場合、福祉事務所長の判断により、加点を行うことができることとしております。今後とも、公平性の観点に留意しつつ、適切なポイント制の運用を行ってまいります。
- ② 小規模保育事業所からの3歳児の移行については、これまでから各区役所・支所において適切に利用調整を行ってきており、平成28年度のポイント制の見直しにおいても、小規模保育事業所と3歳児の受入れに関する連携協定を締結した施設を第一希望とする場合は10点の加点を行う規定を新設するなど、3歳児の円滑な移行が図られるよう努めております。
この結果、平成29年3月に小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所を卒園（3歳児）された児童のうち、同年4月以降も引き続き保育園や認定こども園での保育を希望された227名については、全員が認可の保育施設・事業所、幼稚園に入所できました（幼稚園利用は2名）。今後とも本人の意向を尊重したうえで、立地や保護者の就業状況に合った保育が利用できるよう適切に対応してまいります。
- ③ また、障害児や自営業者の子どもの入所に係るポイントについては、特に変更しておりませんが、障害の状況により考慮が必要な事項や、自営業であっても自宅と就労場所が離れている場合等があることから、児童及び世帯の状況や、就労実態を把握したうえで、利用調整会議において、適切に判断することとしております。

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	140
要 望 内 容	回 答		
<p>140 保育料を値下げすること。減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。第三子以降の保育料無料化は、所得制限をなくすこと。</p>	<p>① 本市においては、国基準では8階層となっている階層区分を独自で22階層に多段階化するとともに、利用時間区分を8時間未満の区分と、8時間以上を30分単位で区切った6区分の、合計7区分に細分化するなど、世帯の所得や利用時間に応じたきめ細かい保育料設定とすることで、保護者の保育料負担を大幅に軽減しております。</p> <p>② また、保育所等の同時入所を要件としない、第3子以降の保育料無償化については、国に先んじて、平成27年4月から府市協調により実施するとともに、国制度よりも幅広く、年収640万円未満の世帯を対象としております。</p> <p>③ さらに、平成30年度から、国基準において教育標準時間認定（1号）を受けた子どもについて、年収約360万円未満相当世帯の国基準保育料が第1子は14,100円から10,100円に、第2子は7,050円から5,050円に引き下げられることから、本市においても、同様の改定を実施してまいります。</p> <p>④ 平成30年度予算においては、本市独自に約37億円もの公費を投入し、保護者の保育料負担は、全体として国基準の68%まで軽減しているところであり、本市の財政状況を考慮すると、これ以上の保育料の軽減拡充を本市独自で実施することは非常に困難であります。</p> <p>⑤ 多子世帯に対する施策の充実をはじめ、利用者負担の軽減策については、国を挙げて取り組んでいくべきものであると考えており、今後も引き続き、幼児教育・保育の無償化をはじめとした国の動向を注視してまいります。</p> <p>⑥ また、こうした保育料の減免制度については、各区・支所の窓口での案内やホームページへの掲載等によって、引き続き市民に周知してまいります。</p> <p>（平成30年度予算額） ・第3子以降保育所等保育料免除事業 315,281千円</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	141
要 望 内 容	回 答		
141 保護者に過大な負担を招く保育料への上乗せ徴収は認めないこと。	<p>① 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要であると認められる費用については、文書による保護者の同意を得て上乗せ徴収を行うことができるとされているため、予め本市において、画一的に規制することは困難です。</p> <p>② ただし、民間保育園が上乗せ徴収を行う場合には、本市の同意が必要とされていることから、事前申請を義務付けております。 また、民間保育園以外の直接契約施設・事業所（認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所）についても、本市への届出を求めているところです。</p> <p>③ 今後も指導監査等を通じて確認を行い、不適切な事例があれば是正を求めてまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	142
要 望 内 容	回 答		
142 地域型保育事業も含め、民間保育園職員が働き続けられるよう、定期昇給を保障する制度を構築すること。	<p>① 本市においては、これまでから全国トップクラスの保育水準を確保するため、いわゆるプール制において、年間約48億円の本市独自の財源を投入し、民間保育施設における国基準を上回る保育士の配置と職員の処遇改善を図っております。</p> <p>② また、平成27年度からは、毎月の施設型給付費（委託費）及び地域型保育給付費に保育士の処遇改善のための加算が含まれております。</p> <p>さらに、平成29年度に創設されたキャリアアップと処遇改善の仕組みにおいて、平成30年度以降、所定の研修履修が要件化される見込みであることを受け、研修カリキュラムを集中的に履修できるパッケージ型の研修を新たに実施したところであり、平成30年度においても引き続き、確実な処遇改善を支援してまいります。</p> <p>（平成30年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール制補助金 3,314,956千円 ・施設型給付費・委託費（市加配分） 1,685,373千円 ※ 歳児別保育士配置基準の条例化に伴うプール制補助金予算からの組替え分は 予算額全体1,685,373千円のうち1,529,224千円 ・地域型保育給付費 3,838,741千円 ・民間保育所等における保育士の処遇改善 1,134,110千円 ・保育士確保対策事業 75,400千円 <p>【保育所職員の資質向上のための研修の充実については充実】</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	143
要 望 内 容	回 答		
143 民間社会福祉施設産休等代替職員制度，特殊健康診断を復活すること。民間社会福祉施設の妊婦通院・時間短縮をそれぞれ補償すること。	<p>① 民間社会福祉施設産休等代替職員制度については，健康保険の給付等を活用することにより，産休や病休職員の休暇の保障を図りつつ，児童処遇の確保が保たれることから，本市の厳しい財政状況の中，限られた財源を有効に利用するため見直したものです。</p> <p>また，特殊健康診断についても，頸肩腕障害・腰痛症を発症する職員が大幅に減少したことから，それぞれ一定の見直しを行ったものです。</p> <p>なお，特殊健康診断の廃止に伴い，新たに腰痛・頸肩腕障害の予防及びメンタルヘルス対策事業を実施し，民間社会福祉施設職員の健康の保持増進に努めております。</p> <p>② 妊婦通院・時間短縮については，男女雇用機会均等法において母性健康管理の措置として事業主に義務づけられているものであり，賃金の取扱いについては各事業主の定めるところによるものです。本市の厳しい財政状況の中，民間社会福祉施設に対して，本市が独自に補償することは困難です。</p>		

要 望 内 容

回 答

144 認可保育園の保育士配置基準は緩和せず、引き上げること。また、朝夕の保育士配置基準の緩和をやめて元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。

① 認可保育所及び幼保連携型認定こども園については、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」及び「京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」において、国の基準を上回る職員配置基準を規定しており、その引き上げ分については本市独自に運営費を充実させております。

② さらに、発達の著しい時期である1歳児のうち、特に月齢の低い児童については、保育士等の負担が大きくなることから、平成28年度から職員加配に要する費用の助成を行っております。

③ このように、本市においては国基準を上回る職員配置基準を適用しておりますが、全国的な課題として、保育士確保が厳しい状況にあります。平成28年3月に公表された国の緊急対策（「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」）において、保育士以外の者の活用（保育士配置の弾力化）により保育の担い手確保を図る特例措置が示されました。これを受け、本市でも保育士確保が厳しい中、保育施設・事業所へのアンケート調査等を行ったうえで、保育士による保育を大原則としつつ、平成29年度から3年間の時限措置として限定的に保育士配置の弾力化を活用できるよう条例を制定しました。

④ また、本市においては、いわゆるプール制により民間保育園における常勤職員の更なる処遇改善を図っておりますが、今般の保育士確保が急務である状況にかんがみ、多様な働き方に応じた保育士の短時間勤務に対するニーズ等を踏まえれば、非常勤職員である保育士を確保・活用することは必要です。

今後とも、現場の実情に応じた保育体制を確保し、保育の質の向上に努めてまいります。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	144
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳児保育における保育士配置体制の充実 104,976千円 ・ プール制補助金 3,314,956千円 ・ 施設型給付費・委託費(市加配分) 1,685,373千円 ※ 歳児別保育士配置基準の条例化に伴うプール制補助金予算からの組替え分は 予算額全体1,685,373千円のうち1,529,224千円 ・ 民間保育所等における保育士の処遇改善 1,134,110千円 		

平成 3 0 年度予算要望に対する回答		NO.	1 4 5
要 望 内 容	回 答		
1 4 5 民間保育園でのプール事故防止のために市の責任で監視員配置の経費を補助すること。	<p>① 本市においては、これまでから、保育園における安全対策については、民間保育園向けの運営説明会等で、事故報告をはじめ、衛生管理、感染症対策などへの対応の徹底を求めてまいりました。</p> <p>② 平成 2 6 年度に民間保育園において児童の安全に係る重大な事案が発生したことを踏まえ、監視員と指導員を分けて配置すること等、プール活動・水遊びを行う場合の留意点についてのハンドブックを平成 2 7 年度に作成し、全保育施設・事業所に配布するとともに、指導監査においてプール活動をはじめとする安全対策の実施状況を確認しております。</p> <p>③ また、平成 2 8 年度には、保育施設における事故防止及び万一の事故の際に検証するためのビデオカメラ設置や、保育士の事務負担軽減のための I C T の導入に係る補助を実施するとともに、保育補助者雇上げのための貸付事業を創設するなど、プール活動の監視を含む保育士の負担軽減の取組を推進しております。</p>		

要 望 内 容

回 答

- 146 小規模保育事業、家庭的保育事業は、子どもの保育環境を守り、安定した運営を行えるよう支援策を拡充すること。
- ・保育にあたる職員は全て保育士とすること。
 - ・給食は自園調理とすること。
 - ・保育室などは原則1階とし、2階までとすること。
 - ・高架下など子どもの育つ環境にそぐわない立地は認めないこと。
 - ・連携施設の三要件（集団保育・代替保育・3才児受入）を満たす施設が100%となるよう市の責任を果たすこと。要件を満たさない場合に減収とならないよう措置を講じること。
 - ・市の監督下でない企業主導型保育へのあっせん調整は行わないこと。

- ① 少人数を対象とした小規模保育事業や家庭的保育事業（以下「小規模保育事業等」という。）の職員配置基準については、旧昼間里親等が円滑に新制度に移行できるように、国基準を踏まえ、A型は全て保育士、B型は1/2以上が保育士としており、C型及び家庭的保育事業については、家庭的保育者を保育士有資格者に限定するなど、国基準よりも高い基準としております。
- 今後とも、研修の充実等により質の確保・向上に努め、市民の多様なニーズに対応してまいります。
- ② 制度上、子ども・子育て支援新制度施行前から認可外保育施設を運営していた小規模保育事業所等については、5年間の経過措置として外部業者からの搬入による食事の提供が認められております。
- なお、本市においては平成29年4月当初時点でそのような事業所は存在しておらず、全ての小規模保育事業所等で自園調理（連携施設等からの搬入による食事提供を含む）を実施しております。
- ③ 保育室を2階に設ける場合は、建築基準法上の耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、常用と避難用それぞれの階段が設置され二方向避難が可能となっていることが認可要件とされているところですが、3階に保育室を設ける場合は、更に原則として調理室を防火区画とする必要がある等、厳しい設備基準を課しているところですが。
- 事業所の認可に当たっては、児童にとって安全で健やかな保育環境が確保されるよう、引き続き指導してまいります。
- ④ 保育施設・事業所の認可に当たっては、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に基づき、保育環境として問題がないことを確認したうえ、適切に対応してまいります。（次ページに続く）

平成 3 0 年度予算要望に対する回答		NO.	1 4 6
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ 小規模保育事業所等については、公定価格の制度上、基本分単価に「連携施設との連携に係る経費」が積算されていることから、連携施設の三要件を満たしていない事業所等は給付費減算の対象となります。</p> <p>一方、連携施設の確保等に向けた取組として、京都市保育園連盟及び京都市私立幼稚園協会に対し、連携施設の制度説明及び協力依頼を行うとともに、全民営保育施設及び私立幼稚園に対して調査を実施し、連携施設になってもよいとの意向を示した施設を小規模保育事業所等に情報提供しているところです。その結果として、連携施設の三要件を満たしている事業所数は9割を超えております。</p> <p>引き続き、幼稚園、保育所、認定こども園に対して、小規模保育事業所等の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設となるよう働きかけてまいります。</p> <p>⑥ 企業主導型保育事業所は、本市に入所調整の権限がなく、受入れは企業主導型保育事業所で決定しているため、本市では入所調整は行っておりません。引き続き、認可保育施設・事業所を対象とした入所調整を行ってまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

147 子ども子育て支援事業計画の見直しにあたっては、児童館のニーズ調査を実施し、必要な地域に整備すること。児童館事業の専任職員を2人にする事。

① 本市では、平成25年4月の一元化児童館130館の整備完了をもって、地域における児童の健全育成・子育て支援の拠点としての児童館は、山間地域を除きおおむね児童の生活圏に設置できたものと考えております。

130館の整備完了後の放課後児童対策については、小学校の余裕教室の活用等による施設外クラスの運営や、放課後ほっと広場、地域学童クラブへの補助により対応するなど、きめ細かな対策に取り組んでまいります。

② 児童館未設置学区への対応については、平成28年度の教育福祉委員会で採択された請願の趣旨を踏まえ、現在、未設置学区における子育て支援に係るニーズ及び充足状況等、子育て支援機能の実態把握を行っているところです。

③ 加えて、子ども若者はぐくみ局の創設を契機として、「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」、「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」の3つの計画とそれらを調査・審議する「京都市子ども・子育て会議」、「京都市青少年活動推進協議会」についてそれぞれ一体化することを予定しております。

今後、平成30年度に市民ニーズ調査・意識調査を実施し、市民のニーズや意識、現状や課題等を把握するとともに、平成31年度に策定を予定している新たな子ども・若者に係る計画にその内容を反映させることにより、妊娠前から妊娠・出産期の方とその家庭、乳幼児から若者までとその家庭を対象とした一層の切れ目ない支援の実現を図ってまいります。

④ 児童館の職員配置については、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、学童クラブ事業は利用児童数おおむね40人のクラスごとに2名の職員を配置、児童館事業は、館長を含めて2名の職員を配置し、事業を実施しております。

児童館事業については、平日の午前中は学童クラブ事業担当の職員も児童館事業に従事させる等、手厚い体制としており、専任職員を2人とすることまでは考えておりません。

(次ページに続く)

平成 3 0 年度予算要望に対する回答		NO.	1 4 7
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市はぐくみ推進審議会運営等 4 1, 1 2 2 千円 【子ども・若者に関する次期計画策定に係る新たな審議会の運営及び市民ニーズ調査については新規】 ・児童育成施設運営 4, 1 5 8, 1 6 4 千円 【児童館における学習支援事業の推進については新規, 地域学童クラブにおける受入れ体制の充実については充実】 ・子育てを支え合える地域社会づくり 2 8 1, 4 1 6 千円 【「出張型児童館」等地域の企業等と住民との協働した子育て支援事業及び木まなびあそびによるはぐくみ文化創造事業については政策的新規・充実】 ・子育て支援ネットワーク 1 4 3, 5 9 9 千円 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	148
要 望 内 容	回 答		
148 学童保育所は、複数設置も含め全ての小学校区に設置すること。	<p>① 学童クラブ事業については、児童や子育て世帯の日常生活圏域ごとに設置してきた130館の一元化児童館での実施を基本とし、164の小学校区ごとの状況を考慮したうえで、放課後ほっと広場、地域学童クラブ等の児童館以外での取組も含め、170箇所を実施しております。</p> <p>引き続き、学童クラブの登録児童数やニーズの動向を見極めながら、必要に応じて、施設外クラス、放課後ほっと広場、地域学童クラブの設置の取組により、学童クラブ事業の充実に取り組んでまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <p>・児童育成施設運営 4,158,164千円</p> <p>【児童館における学習支援事業の推進については新規、地域学童クラブにおける受入れ体制の充実については充実】</p>		

要 望 内 容

回 答

149 放課後児童健全育成事業は、放課後の遊び、生活の場にふさわしく整備し抜本的に改善すること。

- ・高学年児童の利用も考慮して条件整備をすること。
- ・大規模学童保育所を分割して、新設の学童保育所を増設すること。
- ・施設外クラスは、単独の学童保育所として設置すること。
- ・放課後ほっと広場については、正規職員を2名配置し、学校閉鎖期間中も開所すること。
- ・共同学童保育に対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。登録児童が10人未満についても「山間地域や、児童館及び小学校から遠い地域に位置する実施団体」に限定せず、補助対象とすること。

① 学童クラブ事業については、児童や子育て世帯の日常生活圏域ごとに設置してきた130館の一元化児童館での実施を基本とし、164の小学区ごとの状況を考慮したうえで、放課後ほっと広場、地域学童クラブ等の児童館以外での取組も含め、170箇所で開催しております。

また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、学童クラブ事業の対象年齢を小学校6年生まで拡大するとともに、利用児童数おおむね40人ごとのクラス編成、1クラスにつき2名の職員配置や、児童1人あたりおおむね1.65㎡の面積の確保等、新たに定めた基準に基づき運営し、事業の充実を図っております。

とりわけ、児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積の確保に当たっては、基準を満たすため、小学校の余裕教室や、地域の集会所の活用等により、新たに実施場所を確保したうえで、施設外クラスとして運営しております。

今後も、学童クラブの登録児童数やニーズの動向を見極めながら、必要に応じて、施設外クラス、放課後ほっと広場、地域学童クラブの設置の取組により、引き続き、学童クラブ事業の充実に取り組んでまいります。

② 放課後ほっと広場については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う新たな基準に則り、利用児童数おおむね40人ごとにクラスを編成したうえで、1クラスにつき2名の職員を配置し、事業実施しております。

学校閉鎖期間中の開所については、各小学校の状況も考慮したうえで、引き続き、検討してまいります。

③ 地域学童クラブについては、平成10年度から、国の補助基準に基づき各実施主体に補助金を交付しておりますが、これまでから、国の基準改定を踏まえ、交付基準の改定を行っております。

平成27年度からは、交付額の算定に当たり、これまでのクラブ単位から、児童の支援の単位ごとで算定するなどの改定を行うとともに、平日の長時間開設加算についても、新たに適用しております。

(次ページに続く)

平成 3 0 年度予算要望に対する回答		NO.	1 4 9
要 望 内 容	回 答		
	<p>今後も、各クラブにおいて安定的な運営が図れるよう、国の運営基準の改定状況を踏まえ、補助の充実を図ってまいります。</p> <p>④ なお、登録児童が10人未満の小規模クラブへの補助については、これまで、国において、10人未満のクラブへの補助がない中、平成24年から、山間地域等については本市独自に5～9人のクラブに対し、補助を実施してきました。</p> <p>こうした中、平成27年度から国の基準が改定され、山間地域等で実施される10人未満のクラブについても、補助対象とされたことから、本市補助についても、国基準に準じて改定を行ったところであり、山間地域等以外の地域における小規模クラブへの補助対象の拡大は困難です。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成施設運営 4, 158, 164千円 <p>【児童館における学習支援事業の推進については新規、地域学童クラブにおける受入れ体制の充実については充実】</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	150
要 望 内 容	回 答		
150 学童保育利用料を引き下げること。	<p>① 学童クラブ事業における利用料金については、これまでから本市が単費を上乗せすることにより、保護者負担を国基準より軽減した料金の設定を行っております。</p> <p>また、料金の設定に当たっては、保護者の所得に応じた11段階の料金とするとともに、ひとり親世帯、障害のある方がおられる世帯、2人以上同時に登録される場合については、利用料金を軽減するなど、世帯の状況を踏まえた料金体系としております。</p> <p>今後とも、増え続ける学童クラブのニーズに対応し、事業の安定的な運営を図っていくため、適切な料金の設定を行ってまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成施設運営 4,158,164千円 <p>【児童館における学習支援事業の推進については新規、地域学童クラブにおける受入れ体制の充実については充実】</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	151
要 望 内 容	回 答		
151 学童保育所の職員はすべて正規化すること。当面、賃金を引き上げ、非正規職員を含め職員処遇を抜本的に改善すること。	<p>① 平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、利用児童数がおおむね40人のクラスごとに2名以上の職員を配置するなど、大幅な体制拡充を図っておりますが、登録児童数の変動により、必要なクラス数と職員数が増減するため、職員の全てを正規職員で対応することは困難です。</p> <p>② 児童館・学童保育所の職員については、就労家庭の増加等に伴う登録児童数の増加に応じた職員体制を確保するため、平成26年度から4年連続で本市職員の給与改定に準じた給与や期末勤勉手当の改定を行っております。</p> <p>また、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、基準に基づいた職員の配置を行うため、職員給与の平均3.9%の増額改定を行うとともに、平成29年度予算についても平均3%の給与月額増額改定及び経験年数等に応じた手当を創設したところです。</p> <p>本市の厳しい財政状況のもとではございますが、今後も職員の処遇改善に努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額) ・児童育成施設運営 4,158,164千円 【児童館における学習支援事業の推進については新規、地域学童クラブにおける受入れ体制の充実については充実】</p>		

平成 3 0 年度予算要望に対する回答		NO.	1 5 2
要 望 内 容	回 答		
<p>1 5 2 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。</p>	<p>① 障害のある児童の学童クラブ事業への受入れについては、介助者の派遣や児童館等への事業費の加算、経験豊かな主任児童厚生員による巡回指導等により支援を行っております。</p> <p>② 平成 2 7 年 4 月からの、学童クラブ事業の対象年齢拡大に伴う、障害のある児童の登録の増加に対応するため、介助者の確保に向けて、児童福祉や教育・心理学に関する学部を設置する大学との学生派遣に関する協定の締結や、介助者への謝金の増額（5 0 0 円／時間→7 0 0 円／時間）を行いました。</p> <p>また、平成 2 8 年度からは障害のある児童を 5 人以上受け入れている児童館等において臨時職員を配置できるよう、学童クラブ事業への委託料の事業費加算を増額するなど、受入体制の強化を図っております。</p> <p>引き続き、介助者確保に向けた取組及び障害のある児童の受入体制の充実に努めてまいります。</p> <p>（平成 3 0 年度予算額）</p> <p>・児童育成施設運営 4, 1 5 8, 1 6 4 千円</p> <p>【児童館における学習支援事業の推進については新規、地域学童クラブにおける受入れ体制の充実については充実】</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	153
要 望 内 容	回 答		
153 京都子ども文化会館は、今後とも京都府との共同運営とするよう京都府に求めること。	<p>① 京都子ども文化会館は、青少年の健全な育成を図るため、優れた芸術・文化に接することができる機会と青少年自らが芸術・文化を創造し、発表できる場を提供するため、京都府と京都市が相協力し、昭和57年に開設しました。</p> <p>② その後、開設から30年以上が経過し、施設の利用実態、類似施設の存在及び施設の老朽化等、施設を取り巻く状況が変化していることや、施設の耐震性能が不足していることを踏まえて、現在、「京都子ども文化会館あり方懇談会」を府市共同で設置し、専門的な見地等から幅広く意見を求め、今後の在り方を検討しているところです。</p> <p>今後も京都府と緊密に連携し、取り組んでまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都子ども文化会館運営助成 27,744千円 		

要 望 内 容

回 答

154 子どもの貧困対策計画を補強し、具体的な目標値を定め、実効性のある計画とすること。親の貧困対策にも取り組むこと。

- ・生活支援事業等，ひとり親家庭に対する支援を強め，母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。未婚のひとり親家庭には寡婦（夫）控除を見なし適用し，対象事業の利用者負担額を軽減すること。
- ・生活困窮世帯，一人親世帯の子ども・若者への学習支援を拡充すること。
- ・子ども食堂の立ち上げ資金の増額と運営資金の補助を創設すること。

① 「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」については，取組を実効あるものとするために，毎年度，必要な予算を確保し，着実に事業を実施するとともに，保護者や子ども・子育て支援事業従事者，学識経験者等により構成される「京都市子ども・子育て会議」に，実施計画に掲げた取組内容の進捗状況等を報告し，第三者の視点で評価を行ってまいります。

なお，保護者への支援についても，しっかりと計画に盛り込んでおります。

② ひとり親家庭に対する支援については，区・支所保健福祉センター及びひとり親家庭支援センターにおいて，ひとり親家庭等日常生活支援事業や高等職業訓練促進給付金等事業等の様々な取組を実施しているほか，平成27年6月にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施，平成28年4月に高等職業訓練促進給付金等事業における支援対象を拡充するとともに，ひとり親家庭等日常生活支援事業における定期利用を開始，平成28年11月に高等職業訓練促進資金貸付事業を開始するなど，支援の充実に努めております。

さらに，平成30年度から，高等職業訓練促進給付金の支給を受けて准看護師養成機関を卒業した者が，引き続き，看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合，通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大することとしております。

今後とも，きめ細かな相談体制の確保等，充実した支援が展開できるよう，取組を進めてまいります。

③ 未婚のひとり親家庭へのみなし寡婦（夫）控除については，国が平成30年度から各施策において順次，適用する考えを示しており，引き続き，国の動向を注視しながら，対応してまいります。

（次ページに続く）

要 望 内 容

回 答

④ 生活困窮世帯，一人親世帯の子ども・若者への学習支援については，貧困の連鎖を防止する目的で，「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実」を市内17箇所で開催しております。

本事業は，これまでから，平成27年度に新たに生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の支援を受ける世帯の子どもを，平成28年度に新たにひとり親家庭の子どもを事業の対象に加え，事業を充実してきており，今後とも，国の動向を注視しながら，必要に応じて事業の拡充を検討してまいります。

⑤ 「子ども食堂」や「学習支援」をはじめとする子ども等の居場所づくりについては，子ども達への支援にとどまらず，子育てを地域で支えあう「はぐくみ文化」を体現した重要な取組であるため，初期費用の一部を助成する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」や，子どもの居場所づくりの立ち上げや運営に係るアドバイザーを運営団体等に派遣し，具体的な助言を行う「京都市子どもの居場所づくりアドバイザー事業」等を実施しております。

引き続き，地域やNPOとの連携の下，きめ細かなサポートを行ってまいります。

(平成30年度予算額)

- ・ひとり親家庭支援センター運営 19,344千円
- ・ひとり親家庭自立支援対策 104,592千円
- 【高等職業訓練促進給付金等事業の対象拡充については充実】
- ・生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実 14,348千円【充実】
- ・子育てを支え合える地域社会づくり 281,416千円

要 望 内 容

回 答

(経過・これまでの取組等)

- 平成21年 4月 母子福祉センター移転・再整備
ひとり親家庭生活支援事業（講習会事業，交流会事業）
- 平成22年 4月 高等技能訓練促進費事業制度改正（対象資格の拡大）
- 平成24年 4月 母子福祉センターの名称変更
（京都市ひとり親家庭支援センター）
- 平成25年 4月 高等技能訓練促進費事業，自立支援教育訓練給付金事業制度
改正（支給対象拡大，支給対象期間変更（高等技能））
- 平成26年 10月 母子寡婦福祉資金貸付制度の父子家庭への対象拡大
12月 児童扶養手当と公的年金等の併給制限の見直し
- 平成27年 4月 高等職業訓練促進給付金等事業（※平成26年4月に「高等技
能訓練促進費事業」から名称変更）における対象資格追加
6月 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
- 平成28年 4月 高等職業訓練促進給付金等事業における対象資格追加
ひとり親家庭等日常生活支援事業の定期利用（未就学児）の実
施
11月 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施
- 平成29年 5月 「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」の創設
8月 「京都市子どもの居場所づくりアドバイザー事業」の実施

要 望 内 容

回 答

155 児童福祉センターは、児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、一時保護所の環境を抜本的に改善すること。

① 児童福祉センター及び第二児童福祉センターにおいては、これまでから国の基準を大きく上回る児童福祉司を配置しており、現在57名を確保しております。
また、本市と京都府警察本部との協定に基づき府警職員を担当課長に併任するなど体制を強化しております。

② さらに、一時保護所については、青葉寮の移転後の空スペースを活用し、環境改善に取り組むとともに平成28年4月には一時保護所運営担当課長を新設するなど、職員体制を強化しているところです。

(平成30年度予算額)

・児童福祉センター運営 381,543千円

(経過・これまでの取組等)

<児童福祉センター（第二児童福祉センター含む）における児童福祉司・児童心理司の配置数> (人)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
児童福祉司	52	55	57	57
児童心理司	16(6)	17(6)	17(6)	18(6)

() 内は非常勤嘱託員の再掲

<児童相談所及び第二児童相談所の体制強化>

平成24年度 第二児童福祉センター開設

平成25年度 児童相談所第二児童相談所に児童福祉司を各1名増配置。一時保護所に児童心理司1名を配置

平成26年度 児童相談所及び第二児童相談所児童福祉司各1名増配置

平成27年度 児童相談所に児童心理司1名増配置

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	155
要 望 内 容	回 答		
	平成28年度 一時保護所運営担当課長を新設，直接処遇職員10名増員配置 本市と京都府警察本部との協定に基づき府警職員を担当課長に併任		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	156
要 望 内 容	回 答		
<p>156 鑑別診断の待機を解消するため、医師の体制を更に拡充すること。第2児童福祉センターにも療育部門を設置すること。</p>	<p>① 児童福祉センター及び第二児童福祉センターでは、これまでから児童精神科医を確保して発達障害の診断を行っております。 また、センターと連携した民間の小児科医に確定診断を行っていただく取組も行っており、今後とも発達障害の確定診断の待機解消に努めてまいります。</p> <p>② さらに、平成25年度には、第二児童福祉センターへ移転後の旧相談診療部門の空きスペースを利用して、児童療育センターに児童発達支援事業所「なないろ」を開設し、療育の拡充を図っております。</p> <p>(平成30年度予算額) ・児童福祉センター運営 381,543千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成24年 4月 「第二児童福祉センター」開設 平成25年 4月 児童療育センターに、児童発達支援事業所「なないろ」開設</p>		

要 望 内 容

回 答

157 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、賃金・労働条件の抜本的改善をはかること。宿直勤務を夜勤勤務として位置づけ、法定労働時間が守れるよう配置基準の抜本的改善を図ること。

① 児童養護施設等の職員配置基準については、国の平成27年度予算において、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に掲げられた水準まで配置基準（直接処遇職員等の措置費基準）が引き上げられたことで、大きく改善が図られたところです。

② 児童養護施設の夜間体制は措置費制度上、「宿直体制」が想定されておりますが、実際には処遇困難児童への対応など昼夜を問わない業務があり、「夜勤体制」をとらざるを得ない実態等があります。こうしたことを踏まえ、これまでから本市が独自に実施している入所児童の処遇水準の向上に資する取組として、民間児童福祉施設職員の夜勤手当の改善を図るために必要な経費（労働基準法上の基本額と措置費に含まれる手当額との差額）を補助しているところです。

③ さらに、平成29年度には、「ニッポン一億総活躍プラン」において、児童養護施設等に勤務する職員の処遇改善が掲げられ、本市においても、国が示した処遇改善について平成29年度予算に反映し、職員の処遇改善を図っているところです。

④ 今後とも、更なる職員配置の充実等が図られるよう、引き続き国に対して要望してまいります。

（平成30年度予算額）

- ・児童養護施設、障害児通所施設等運営 9,089,719千円
- ・民間社会福祉施設単費援護 149,805千円

（経過・これまでの取組等）

- 平成21年度 乳児院における個別対応職員、基幹的職員の配置乳児等受入加算費創設
- 平成22年度 児童養護施設入所児童等自立支援事業の実施

（次ページに続く）

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	157	
要 望 内 容	回 答			
	平成23年度 平成24年度 平成27年度 平成29年度	地域小規模児童養護施設増設 ※ 児童養護施設定員増による受入体制確保 乳児院，児童養護施設，児童自立支援施設，情緒障害児短期治療施設に個別対応職員，家庭支援専門相談員の配置義務化 乳児院，児童養護施設における里親支援専門相談員職員の配置 配置基準（直接処遇職員の措置費基準）の引上げ ※ 設備運営基準（省令）については平成25年度に引上げ 配置基準（直接処遇職員等の措置費基準）の引上げ 職員の処遇改善（民間施設給与等改善費の処遇改善分及び社会的養護処遇改善加算）の創設		

要 望 内 容

回 答

158 児童養護施設入所者の大学進学時の学費等の支援をさらに行うこと。児童養護施設等において施設退所後の住居確保や就労支援等のアフターケアを行えるよう体制を充実すること。

- ① 児童養護施設等退所後の支援等については、これまでから、本市独自に、就職・就学支度金の支給、施設と連携した自立支援事業（自立定着促進事業・自立拠点確保事業）の実施や大学等への進学支援事業の実施等に加え、国の補助金を活用した事業として、施設の入所者及び退所してから2年以内の者を対象に身元保証人確保対策事業を実施するなど、社会での自立に向けた支援に取り組んでいるところです。
- ② これに加え、平成29年度に実施した「施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査」の結果等から、児童養護施設等退所者については、退所後、孤立状況に置かれやすい傾向にあるため、関係機関との緊密な連携のもと、きめ細かな支援に取り組んでいく必要があると考えております。
- ③ このため、平成29年度には、同じ境遇を持つ退所者が集まり、「食」等のテーマを通じて他者と繋がることのできる居場所を青少年活動センターにおいて提供し、施設等退所者の孤立化を防ぐための取組を進めております。
- ④ また、退所後の支援だけでなく、入所中から切れ目のない支援を行っていく観点から、退所者自身が、退所後の社会生活を送るうえで必要な知識等を入所中から身につけ、自立に向けてどのような支援策があるのかを知り、活用できるよう情報支援の一つとして、社会生活を送るうえで必要な知識等を分かりやすくまとめた施設等退所者向け生活ハンドブックを作成しているところです。
- ⑤ 平成30年度からは、入所中から退所後まで切れ目ない支援を実施するため、関係機関が共通認識を持ち、積極的に働きかけ、適確な支援につなげていけるよう、既存の支援策を活用しつつ、各児童養護施設等への自立支援コーディネーターの配置や、退所後の居住や生活費の支援、相談援助といった取組を一体的に実施することで、支援の充実を図ってまいります。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

(平成30年度予算額)

- ・ 児童養護施設入所児童等支援事業 19,160千円
- ・ 児童養護施設, 障害児通所施設等運営 9,089,719千円
- ・ 民間社会福祉施設単費援護 149,805千円
- ・ 児童養護施設退所者等支援の充実 28,112千円
- 【社会的擁護自立支援事業については政策的新規・充実】
- ・ 社会的養護関係施設機能強化補助事業 22,500千円【新規】

(経過・これまでの取組等)

- 平成4年度 児童養護施設等退所児童就職・就学支度金支給事業開始
母子生活支援施設退所者住宅支度金支給事業開始
- 平成20年度 身元保証人確保対策事業開始
- 平成22年度 児童養護施設入所児童及び退所児童に対する自立支援事業開始
- 平成26年度 児童養護施設退所児童等進学支援事業開始
- 平成28年度 養護施設・母子生活支援施設退所者支援事業における就職・就学支度金及び児童養護施設退所児童等進学支援事業について, 母子生活支援施設及び児童心理治療施設への適用を開始
- 平成29年 3月 貧困家庭の子ども・青少年に係る実態調査
「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の策定
- 5月 子どもの居場所開設に係る助成事業開始
- 6月 児童養護施設退所者等支援事業実施
- 6月～7月 施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査
- 7月 子どもの居場所づくりアドバイザー事業開始
- 11月～ 施設退所者等を対象とした交流事業を青少年活動センターにおいて実施(以降毎月1回実施)

要 望 内 容

回 答

159 里親への委託費をいっそう引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周知をすすめること。

① 里親への委託費については、国の措置費制度に準じた額を支給しており、厳しい財政状況の中、本市独自の引上げは困難ですが、里親への措置費に係る国の基準について、平成28年度から、里親に対して一時保護委託を行った際の里親手当の日額相当額が増額され、平成29年度も引き続き里親手当が増額されるなど、改善が図られてきております。

加えて、本市では、これまでから里親等への委託を推進するため、独自の取組として、措置費に上乗せして新規支度金を支給する等の単費援護を実施しております。

② 里親支援の取組については、賠償保険の公費負担や里親の一時的な休息のためのレスパイト・ケア等の実施に加えて、訪問支援や里親サロン等の実施により、支援の充実を図るとともに、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識を深めるため、リーフレットの配布や講演会の開催、出前講座等を行っております。

③ 平成25年度からは、乳児院1箇所及び児童養護施設3箇所に里親支援専門相談員を配置し、さらに、平成26年度には京都市が所管する全ての乳児院（2箇所）及び児童養護施設（7箇所）に配置を拡大するなど、施設による里親支援体制の充実を図ってきているところです。

④ また、「施設の本体施設とグループホーム、里親等のそれぞれで生活する子どもの数を概ね3分の1ずつにしていく」という社会的養護の将来像を実現するため、平成27年1月に「京都市家庭的養護推進計画」（平成27年度からの15年間が取組期間）を策定し、「京都市未来こどもはぐくみプラン」にその前期計画部分（5年間）を盛り込み、主体的かつ積極的に取組を進めているところです。

（次ページに続く）

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	159
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ 平成28年度に児童福祉法が改正され、平成29年度から、里親開拓から自立支援まで一貫した里親支援が児童相談所の業務として位置づけられるとともに、養子縁組里親が法定化される等、里親制度の充実を踏まえて、本市においてもこれまで以上に里親委託等の推進を図ってまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉センター運営 381,543千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成21年度 賠償保険の公費負担開始 レスパイト・ケア開始</p> <p>平成23年度 里親支援事業開始</p> <p>平成24年度 第二児童相談所開設に伴う里親担当主席増員（兼任1名→兼任2名）</p> <p>平成25年度 乳児院1箇所及び児童養護施設3箇所に里親支援専門相談員配置 ※ 平成25年9月からはさらに児童養護施設1箇所に配置</p> <p>平成26年度 市所管乳児院（2箇所）及び児童養護施設（7箇所）の全てに里親支援専門相談員を配置</p>		

平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 6 0
要 望 内 容	回 答		
<p>1 6 0 乳幼児健診については、午前中の実施とし、早期療育の観点から5歳児健診も実行すること。</p>	<p>① 乳幼児健診については、医師の確保上の都合等により、午後の時間帯に実施している場合がありますが、あらかじめ保護者に問診票への記入をしていただいた内容や保護者の相談等を含めて子どもの普段の様子について問診し、診察及び個別相談等を通じて総合的かつ正確な健診を実施するとともに、地域の子育て支援機関と連携した子育て情報の提供等、待ち時間の有効活用に努めております。</p> <p>② また、5歳児健診については、平成21年3月厚生労働省が発表した「乳幼児健康診査に係る発達障害のスクリーニングと早期支援に関する研究成果」において、5歳児健診の実施の有無に関わらず、地域の実情に応じた幼児期発達障害支援体制の整備が求められているところです。</p> <p>③ 本市においては、定期の健診終了後も心理発達相談を設け、経過観察を要すると判断した場合は継続的に心理発達相談を実施し、早期療育の必要性の観点から、必要時は速やかに精密検査を促す等の対応に努めております。</p> <p>(平成30年度予算額) ・乳幼児健康診査 105,817千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 昭和37年～ 順次、4箇月児健診、8箇月児健診、1歳6箇月児健診、3歳児健診を開始 平成25年度 発達障害等の早期発見及び必要な支援につなぐために乳幼児健診の見直しを実施 平成26年7月 上記の見直しについて運用開始。自閉症、広汎性発達障害の早期発見を目的に米国で開発されたスクリーニング項目であるM-C H A Tを、1歳6箇月児健診に導入</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	161
要 望 内 容	回 答		
161 児童発達支援については、報酬の日払い方式をやめ、月払いにするよう国に求めること。厳しい施設運営を踏まえ、市として補助金を支給すること。	<p>① 障害福祉サービスの報酬基準については、国において、サービスがより多くの人に効果的・効率的に提供されるよう、利用者の状態やニーズ、サービスの機能に応じて設定されており、障害児施設の報酬についても、平成24年4月からサービス量に応じた利用者負担の仕組みに改められたことで、提供実績に応じた給付（日払い方式）となっております。</p> <p>報酬については、全国統一的な基準の下、国において確保されるものであり、本市独自で措置することは、本市の財政状況を踏まえると、非常に困難です。</p> <p>引き続き障害児施設等の安定的な運営が確保されるよう、制度の充実等必要な要望を行ってまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

162 児童相談支援事業については、児童福祉センター及び区保健福祉センターで支援計画を策定し、公的責任を果たすこと。発達支援事業所と幼稚園・保育所等の併行通園の場合の負担軽減を図ること。児童発達支援施設の運営の日払い方式をやめ、定員払い等、施設の安定した運営を保障すること。発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。医療型児童発達支援センターの新設、または既存の施設で医療的ケアを必要とする児童を受け入れる場合、必要な財政的措置をとること。

- ① 障害児通所支援事業の利用については、児童福祉法により利用者自身が作成するセルフプランまたは相談支援事業所が作成する支援計画が必要であると定められており、本市においては、障害児相談支援事業所として指定する施設にて計画を作成しております。
今後とも、専門的な見地により適切なサービスの提案を受けることが重要であるという認識のもと、平成30年3月に策定する第1期障害児福祉計画を踏まえ、利用者の支援に取り組んでまいります。
- ② 障害児通所支援事業等については、国が示した費用負担の上限額が定められておりますが、子育て支援の観点から障害のある子を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、所得に応じた本市独自の費用負担の軽減策を実施しているところです。
- ③ 児童発達支援など障害児通所支援事業につきましては、国制度に基づき、運用しているところであり、本市独自での運営保障等を実施することは、本市の財政状況を踏まえると、非常に困難です。
しかし、児童発達支援は利用者の休みが多く、事業所の収入が不安定になりやすい状況にあるため、報酬の増額や自然災害による休所時の保障等について、機会を捉えて国に要望してまいります。
- ④ 発達検査については、検査依頼件数が毎年増加し、検査待機が生じております。
このため、児童福祉センターにおいて業務改善等に取り組むとともに、療育施設や教育委員会等と連携し、協力を得ながら、待機期間の短縮に取り組んでいるところです。
今後とも、関係機関との連携及び協力をを行い、発達検査の待機期間短縮に向け、努めてまいります。

(次ページに続く)

平成 3 0 年度予算要望に対する回答		NO.	1 6 2
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ 重症心身障害児，医療的ケアへの支援に当たっては，平成 2 8 年度から重症心身障害児放課後等デイサービス事業運営補助金に加え，児童通所支援事業所の従業員に対し，喀痰吸引第 3 号研修の受講費用を補助する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金を設けており，重症心身障害児，医療的ケア児の受入体制の整備に取り組んでおります。</p> <p>さらに，平成 3 0 年度につきましては，医療的ケアを必要とする児童が，保育施設等を更に利用できるよう，受入施設等を拡充させることとしております。</p> <p>今後とも，さらに医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害児が安心してサービスが受けられるよう，様々な形態のサービス提供体制整備を検討してまいります。</p> <p>(平成 3 0 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児放課後等デイサービス事業運営補助 8, 1 5 0 千円 ・喀痰吸引等研修受講支援事業補助 1 5 0 千円 ・医療的ケア児保育支援事業 2 0, 9 0 0 千円【政策的新規・充実】 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	163									
要 望 内 容	回 答											
<p>163 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。障害者福祉サービス利用支援策新京都方式を拡充し負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急に実現すること。</p>	<p>① 国においては、障害者自立支援法に変わる「障害者総合支援法」が平成25年4月から施行されており、原則応能負担となっております。本市としては、利用者や事業者、地方公共団体に過度の負担を生じない、また、将来にわたって安定し、利用者に分かりやすい制度となるよう、他の政令指定都市とも連携しながら、引き続き国に対し、必要な意見を述べてまいります。</p> <p>② 本市では、これまでから自立支援医療の利用者負担の抜本的な軽減を国に対して要望しておりますが、現時点では国において軽減措置は行われていないことから、本市独自で実施している総合上限制度や独自軽減などの「新京都方式」については、平成30年度も継続して実施してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>内訳</td> <td>保健福祉局分</td> <td style="text-align: right;">335,502千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子ども若者はぐくみ局分</td> <td style="text-align: right;">216,097千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">119,405千円</td> </tr> </table> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成29年6月 平成30年度国への要望（平成22年から毎年実施）</p>			内訳	保健福祉局分	335,502千円		子ども若者はぐくみ局分	216,097千円			119,405千円
内訳	保健福祉局分	335,502千円										
	子ども若者はぐくみ局分	216,097千円										
		119,405千円										

要 望 内 容

回 答

- 164 65歳以上の障害者に対して、これまで受けていた障害福祉サービスが継続できるようにすること。
- ・介護保険制度優先の原則を、廃止するよう国に求めること。
 - ・移行にともない市として新たな負担を生じさせない手立てをとること。

- ① 障害福祉サービスに対する介護保険優先原則は障害者総合支援法第7条に規定されており、介護保険で同様のサービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用を優先することが基本とされております。一方、障害のある人の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であるため、その意向等を把握したうえで、必要としている支援の内容が、介護保険サービスでは受けられないと認められる場合は、障害福祉サービスの支給をすることができることとされているため、本市においては一定の基準を定めて対応しております。ただし、国において明確な取扱基準が定められておらず、各自治体によって基準が異なっているため、国に対して、明確な基準を示すよう、これまでから要望しております。
- ② このため、本市では障害福祉サービスの利用者が介護保険の対象年齢となった際、制度の理解や利用者に応じたサービスの検討が適切かつ円滑になされるよう、平成26年度から京都市障害者自立支援協議会に「介護保険部会」を設置しており、現状の課題について、利用者と支援機関、障害福祉サービス提供事業者と介護保険提供事業者の相互理解を含め、必要な取組を行うことを検討しております。
- ③ こうした中、国においては、これまで障害福祉サービスを利用されていた方の介護保険サービスの円滑な利用促進として、平成30年4月施行の障害者総合支援法改正で、65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた障害のある方に対し、所得の状況や障害の程度等を考慮し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設けること等が示されており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	165
要 望 内 容	回 答		
<p>165 障害者施設については、待機者が増え続けている入所施設やグループホームを、公的責任で計画的に増やすこと。短期入所枠については、不足している実態をふまえ更に拡大すること。</p>	<p>① 障害のある方の自立と社会参加を進める観点から、福祉施設入所者については地域生活への移行を進める中、入所施設を増設する予定はありません。 グループホームについては、国庫補助を活用等しながら、設置促進に取り組んでまいります。</p> <p>② 短期入所については、平成29年度はこれまで5箇所（12床）の事業所が開設しております。今後も事業者に対して設置促進の働き掛けを行ってまいります。</p> <p>③ なお、保護者の急病・その他のやむを得ない理由により、障害のある方が一時的に保護を必要とする場合に緊急利用できる短期入所枠を確保するため、あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業）を実施しております。</p> <p>（平成30年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者生活介護事業所等整備助成 85,600千円【政策的新規・充実】 ・あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業） 1,643千円 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	166
要 望 内 容	回 答		
166 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象にパソコン等を加えること。	<p>① 移動支援については、同じガイドヘルプサービスとして国の制度で設けられている同行援護、行動援護及び重度訪問介護に準じた取扱いを行っております。</p> <p>② 施設入所者への制度適用については、同行援護、行動援護及び重度訪問介護において、施設入所との重複報酬を避ける観点から、入所者は一時帰宅する場合で施設入所に係る報酬が全く算定されない期間に利用することが可能とされており、移動支援においても同様の取扱いです。一方、平成25年4月に施行された障害者総合支援法については、見直しに向けた検討が行われ、平成27年12月には社会保障審議会（障害者部会）から報告書が出されております。引き続き、国において、報告書に基づいた具体的な施設入所中等の移動の支援の在り方等について、検討されることとなっており、この動向を注視してまいります。</p> <p>③ 国の通知において、給付できる日常生活用具については、「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」とされております。パソコンについては、上記の要件を満たさないものと考えており、日常生活用具の対象に加えることは困難です。</p>		

要 望 内 容

回 答

167 障害者スポーツ施設の増設を行うこと。精神・知的障害者も含めてすべての障害者のスポーツの機会を保障すること。障害者が利用しやすいように、スポーツ施設の宿泊機能や駐車場設備の充実をはかること。

① 障害者スポーツ施設は、障害者スポーツセンター（左京区）、障害者教養文化・体育会館（南区）の2施設を拠点に、スポーツを通じ、障害のある方の健康づくりや、社会参加、障害の有無を問わない幅広い方々の交流等、障害のある方が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種別、等級を問わず、その振興に取り組んでおります。

また、全京都障害者総合スポーツ大会や全国車いす駅伝競走大会を関係団体と連携して開催し、より多くの方がスポーツに参加できる機会を提供してまいりました。2020東京オリンピック・パラリンピック等を契機とし、更に多くの障害のある方にスポーツや体を動かすことの楽しさを知ってもらう取組を充実し、障害者スポーツの裾野拡大、ひいては障害者の社会参加の推進を目指すために、幅広く障害者スポーツを体験できる機会を設けてまいります。

② 本市の厳しい財政状況から、障害者スポーツ施設の増設については困難ですが、今後も2つの施設を拠点に障害者スポーツの振興を図ってまいります。

③ 障害者スポーツセンター及び障害者教養文化・体育会館に、宿泊機能を付加する予定はありませんが、駐車場設備を含め障害のある方が利用しやすいような施設のあり方を検討してまいります。

（平成30年度予算額）

- ・ 2020年東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興
6,100千円【政策的新規・充実】
- ・ 障害者スポーツ振興
4,994千円
- ・ 車いす駅伝大会
16,901千円

（次ページに続く）

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	167
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>昭和62年10月 障害者教養文化・体育会館を設置（当時の設置者は、雇用促進事業団（現 独立行政法人雇用・能力開発機構））</p> <p>昭和63年4月 障害者スポーツセンターを設置（体育館部分は平成3年4月設置）</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	168
要 望 内 容	回 答		
<p>168 手話言語条例の趣旨に基づき、手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある方の社会参加をさらにすすめること。手話通訳者派遣事業を拡充し、利用を促進すること。</p>	<p>① 引き続き手話通訳者養成事業を実施するとともに、将来的に手話通訳者を目指す方を増やしていくために、はじめて手話を学ぶ方向けの講座を実施し、手話通訳者の養成につなげてまいります。</p> <p>② また、手話通訳者派遣事業をはじめとする各種派遣事業についても引き続き実施し、聴覚に障害のある方への利用を促進するとともに社会参加の機会を保障してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発、聴覚障害者の社会参加推進に関する事業の実施 62,750千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年4月 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」施行</p> <p>平成29年3月 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針」の策定</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	169
要 望 内 容	回 答		
<p>169 「聞こえの支援」を進めるため、各区役所で行われている磁気ループ（可搬型）の貸し出しは、高齢者なども含め広く周知すること。パネル式の導入を行うこと。</p>	<p>① ヒアリンググループについては、本市が主催する会議や説明会等で使用できるよう平成27年7月から障害保健福祉推進室が庁内の各部署への貸出しを開始し、平成28年4月には全ての区役所・支所において会議室を利用される方へ貸出しが行えるように配備したほか、平成29年3月には、カウンターなど1対1や少人数の場面で用いることができる卓上型のヒアリンググループ（パネル式）を全区役所・支所及び京北出張所に配置したところです。</p> <p>② また、ヒアリンググループの機能・有用性や本市の設置施設の情報を広く周知するため、本市の関係施設やイベント会場でのチラシ配布をはじめ、関係団体や補聴器販売店の協力も得て、高齢者を含めた市民への周知に努めております。 今後とも、ヒアリンググループが有効に活用されるよう、取組を進めてまいります。</p>		

平成 3 0 年度予算要望に対する回答		NO.	1 7 0
要 望 内 容	回 答		
1 7 0 福祉乗車証は直ちに敬老乗車証の適用地域と同一にするとともに、磁気カード化をすすめること。	<p>① 福祉乗車証の適用地域を敬老乗車証の適用地域まで拡大することについては、交付者の負担がない現行の制度では多額の経費を要するため、本市の厳しい財政状況の中、実施は困難です。</p> <p>② 現在の福祉乗車証は、障害者手帳に福祉乗車証シールを貼付する形で交付しておりますが、磁気カードは、磁気の劣化に伴い年度ごとの更新が必要となり、多額の財政負担を伴うことや介護者への交付の在り方といった課題があり、負担金を伴わない現行制度の中、現段階では導入は困難と考えております。</p> <p>(平成30年度予算額) ・市バス・地下鉄等福祉乗車証交付事業 1, 3 4 9, 9 5 7 千円</p>		

要 望 内 容

回 答

171 JR料金の割引、重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。

① JR運賃の割引については、現在、身体障害のある方及び知的障害のある方が割引の対象となっており、精神障害のある方については対象となっていません。今後とも、精神障害のある方についても対象ともなるよう、国に対して積極的に働きかけてまいります。

② 精神障害者の方を重度心身障害者医療費支給制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては、本市の厳しい財政状況において、実施は極めて困難です。

(平成30年度予算額)

・ 重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2, 324, 212千円
	事務費	30, 062千円
・ 重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1, 403, 000千円
	事務費	26, 156千円

平成 3 0 年度予算要望に対する回答		NO.	1 7 2
要 望 内 容	回 答		
<p>1 7 2 福祉タクシーのチケットは、一枚で初乗り料金を確保できるよう改善し、実情に応じて枚数を増やすこと。</p>	<p>① 重度障害者タクシー料金助成事業については、平成 2 2 年度に、交付対象者の拡大や助成額の変更など、制度を安定的、・継続的に運営するための見直しを行ってきております。</p> <p>当事業は、国や都道府県からの補助金等のない本市独自事業であり、助成額の増額については多額の財政的負担増を伴うため、本市の厳しい財政状況から極めて困難であると考えております。利用状況等を注視しつつ、より良い制度運用ができるよう努めてまいります。</p> <p>(平成 3 0 年度予算額) ・重度障害者タクシー料金助成事業 1 8 1, 7 7 9 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 1 0 月 交付対象者拡大(精神障害者保健福祉手帳 1 級も対象) 助成額の見直し ・利用券 1 枚当たり小型基本料金相当額→ 5 0 0 円 ・利用券 1 乗車 1 枚使用→最大 2 枚まで使用可</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	173
要 望 内 容	回 答		
<p>173 民間社会福祉施設の耐震診断と改修は、公の施設との位置付けで市が責任を持って行うこと。民営保育園耐震化計画及び社会福祉施設の耐震化計画の具体化にあたっては、公費負担を拡充すること。</p>	<p>① 社会福祉施設の耐震化については、災害時に要配慮者の緊急受入先となる点も踏まえ、鋭意取り組んでおります。</p> <p>② 民営保育園の耐震化については、平成25年9月に「京都市民営保育園耐震化計画」を策定し、「子育て支援事業基金」も活用しながら、耐震化に係る事業者負担の軽減を図り、耐震化を着実に進めているところです。</p> <p>また、民営保育園以外の民間社会福祉施設等についても、平成26年11月に「京都市民間社会福祉施設等耐震化計画」を策定し、民営保育園と同様、耐震化に係る事業者負担の軽減を図るとともに、施設種別ごとに抱える課題の解決に取り組みながら、耐震化を着実に進めているところです。</p> <p>③ 平成30年度においては、耐震化計画における耐震化集中取組期間（本市負担割合を5%かさ上げ）であることから、早期に耐震化が図れるように、耐震診断や耐震改修を進めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所待機児童の解消 1,553,800千円 【民間保育所等整備助成については政策的新規・充実】 ・ 社会福祉施設等の耐震化の促進 182,400千円 <ul style="list-style-type: none"> 民営保育園 140,500千円 民設児童館 17,300千円 民設障害福祉施設 24,600千円 		

要 望 内 容

回 答

- 174 憲法25条に基づき、生存権の保障を前提に、生活保護行政を進めること。
- ・生活扶助、住宅扶助を引き上げるよう国に強く求めること。
 - ・申請権を厳守すること。生活保護申請用紙としおりを相談窓口置くこと。
 - ・生活保護制度を市民しんぶん等でより広く周知すること。
 - ・生活保護世帯における就労指導は、受給者の健康状態について、十分な配慮を行うこと。
 - ・保護期限を定めての「就労指導」はやめること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。
 - ・夏季加算の創設、高齢加算の復活を国に求めること。
 - ・必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。
 - ・ケースワーカーは80世帯に1名の配置とすること。
 - ・保護開始に当たっての法定期限（14日）を遵守すること。
 - ・熱中症による死者が発生していることに鑑み、一時扶助でエアコン設置を行うこと。
 - ・年に一回の資産調査強要をやめること。預貯金の保有をもって、一律に生活保護の停止や廃止をしないこと。
 - ・夏季歳末見舞金を復活すること。
 - ・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
 - ・捕捉率を推計、公表し、必要な対策を行うこと。
 - ・中高校生への学習援助など、受給世帯の子ども・若者への支援をさらに拡充すること。

- ① 生活保護法の一部を改正する法律（平成25年12月6日に可決・成立）については、必要な人には必要な保護を実施するという基本的な考え方を適切に維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう所要の措置を講ずるものであると認識しております。本市としましては、今後とも国の動向に注視しつつ、適正な制度運営の確保に努めてまいります。
- ② 生活保護基準については、国民が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう、社会経済情勢や物価の動向等を総合的に勘案し、厚生労働大臣が定めることとされております。平成25年8月以降の見直しは、社会保障審議会生活保護基準部会での検証に加え、平成20年（前回見直し）以降の物価の下落を適正に反映した結果であると認識しております。
- また、同部会において、平成29年度まで同様の検証が行われており、平成30年度以降、新たに生活保護基準の見直しが実施される予定とされておりますので、引き続き国の動向を注視してまいります。
- ③ 本市では、専任の面接員を市内全保健福祉センターに配置し、保健福祉センターに相談に来られた方の困っておられる状況を詳しくお聞きし、利用できる施策等を案内するとともに、生活保護制度についてもしおりを交付して説明し、保護を受給するうえで発生する様々な義務や制約についても理解いただいたうえで、保護の申請をされるかどうかの判断をしていただいております。そのため、生活保護の申請書は、カウンター等に置くのではなく、御事情を詳しく聞かせていただき、必要な情報をもれなくお伝えしてから申請していただくために、面接室に準備させていただいております。
- ④ 生活保護制度については、生活にお困りの方が保健福祉センターに相談していただく機会が失われることがないように、その周知方法については適宜点検してまいります。
(次ページに続く)

平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 7 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>なお、「京都市生活ガイドブック」暮らしのてびき（平成 2 5 年 2 月以降発行分）において、『生活に関するご相談』先として各区役所・支所保健福祉センター生活福祉課を御案内するとともに、生活保護制度の説明を掲載させていただいております。</p> <p>⑤ 就労支援に当たっては、身体状況以外に生活歴、職歴等や育児、介護など様々な条件を考慮したうえで、その方の能力等に応じた就労に向けた努力を支援しており、あらかじめ保護の期限を設定し、期限までに自立を求めるような指導は行っておりません。</p> <p>なお、働く力があるにもかかわらず、理由なくその活用を怠る場合は、生活保護法第 2 7 条に基づき文書で指示を行うなど、けじめのある指導を行っております。</p> <p>⑥ 医療扶助の自己負担については、患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持つことが必要と考えており、世帯の最低生活費を保障したうえで、導入していくべきと考えております。</p> <p>⑦ 夏季加算については、平成 2 0 年度以降、国の実施要領等の改正意見提出の際に厚生労働省に対しその創設を要望しているところであり、今後とも引き続き要望してまいります。</p> <p>老齢加算の復活については、今後とも国の動向を注視してまいります。</p> <p>⑧ 本市では、常に漏給も濫給もない「必要な人に必要な保護」を実施するため、生活相談時には、相談者の心情に配慮した懇切丁寧な対応を行うとともに、急迫状態にあると認められる場合は職権による保護を検討するなど、今後とも適切な生活保護の運用に努めてまいります。</p> <p>⑨ ケースワーカーの配置については、適切な自立支援をより一層推進していくため、厳しい財政状況の中で人員確保が可能となるよう、効率的かつ重点的に配置することとし、さらに、大規模区には担当課長を配置する等、ケースワーカーのバックアップ体制についても強化しているところです。（次ページに続く）</p>		

要 望 内 容

回 答

- ⑩ 生活保護の決定に当たっては、法定期間である14日以内に決定するよう努めるとともに、申請者宅への家庭訪問や資産・収入及び扶養義務に関する調査など保護の要否判定に必要な調査に日時を要し法定期間を超える場合は、その理由を申請者に懇切丁寧に説明するなど、引き続き適正な保護の実施に努めてまいります。
- ⑪ クーラーをはじめとする日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲で計画的に購入すべきと考えられており、熱中症対策目的で広く保護受給世帯一般に一時扶助で対応することは困難と考えております。
- ⑫ 生活保護の実施要領改正により、要保護者の方からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について書面で行うこととなり、また、保護受給中の資産の申告についても、少なくとも12箇月ごとに行っていただくこととなりました。
これらについては、保健福祉センターが預貯金等の資産の状況を適切に把握することにより、生活保護を受給されている方の生活維持向上の観点から、預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うための改正であると認識しております。
本市におきましても、改正の趣旨を踏まえ、要保護者の方に資産申告書の提出を求めてまいります。その際には、資産申告書の提出に係る趣旨目的を丁寧に説明し、説明責任を果たしていくことが重要であると考えております。
保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらず、保有することが可能であるとされており、生活保護受給者の方の貯金を一律禁止するものではありません。
- ⑬ 現在の生活保護基準の水準に照らし、「生活保護基準を補う」という見舞金事業の目的は既に達成されたと考えられること、また本市の極めて厳しい財政状況から、夏季歳末見舞金を復活することは考えておりません。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	174
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑭ 医療証方式では、保健福祉センターとして受診者の医療の要否が事前に確認できない、適切な受診先医療機関の選定を行うことができないといった問題があることから、同方式の導入については、国において慎重に検討されるべきものと考えております。</p> <p>⑮ 生活保護制度の捕捉率に関する調査は、ナショナルミニマムに関する調査として国において実施すべきものであり、本市として独自に調査することは考えておりません。</p> <p>⑯ 生活困窮世帯、一人親世帯の子ども・若者への学習支援については、貧困の連鎖を防止する目的で、「生活保護受給者等中学3年生学習支援プログラム」を市内17箇所で開催しております。</p> <p>本事業は、平成27年度に新たに生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の支援を受ける世帯の子どもを、平成28年度には、新たにひとり親家庭の子どもを事業の対象に加え、事業を充実してきており、今後とも、国の動向を注視しながら、必要に応じて事業の拡充を検討してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実 14,348千円【充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年度 老齢加算の段階的廃止（～平成18年度）</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	175
要 望 内 容	回 答		
<p>175 生活困窮者対策として、電気・ガス・水道料金の滞納などの状況等について、保健福祉局が積極的に関係機関や民間の事業所などとの連携をとるしくみをつくり、対応すること。</p>	<p>① 生活にお困りの方が相談等で訪問することがあると思われる各区の社会福祉協議会やハローワーク、また、地域の身近な相談相手として活動する民生・児童委員などはもとより、上下水道局とも協議を行うなど、生活困窮者支援制度について周知を図り、関係機関との連携体制を構築しております。</p> <p>② 今後とも、保健福祉センターをはじめ、市民の方からの相談を受け付ける様々な関係機関や事業所に対して、生活困窮者支援制度についての周知、連携に努め、生活困窮者の把握や早期支援につなげていけるように努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 33,401千円 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	176
要 望 内 容	回 答		
176 低所得者世帯，社会福祉施設などに対し，上下水道料金の福祉減免制度をつくること。	<p>① 水道料金及び下水道使用料の低所得者世帯等への福祉減免制度の創設については，特定の利用者の料金を減免することにより他の利用者にもその負担を転嫁することになることから，料金負担の公平の原則の下，実施する考えはございません。</p> <p>② また，生活保護制度では，生活扶助の支給内容に水道料金及び下水道使用料をはじめとする光熱水費が含まれており，生活保護世帯に対する減免を行う必要はないものと考えております。</p> <p>③ 社会福祉施設については，利用者が個人利用で負担する部分を除き，措置費等を財源とする運営費に光熱水費も算定されているため，その中で対応できるものと考えております。</p>		

要 望 内 容

回 答

177 ホームレスの定期的な実態調査を行い、生活を保障すると共に、自立支援を強化すること。

- ・ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。
- ・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
- ・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
- ・中央保護所は直営に戻して公的責任を果たし、入所者の社会的自立を支援すること。
- ・緊急一時宿泊事業については、必要とする全ての人を利用できるよう個室化をはじめ施設整備を行うこと。日用品費を支給すること。

- ① ホームレスの方への自立支援については、これまでの生活歴や今後の希望等をお聞きした上で、その方に適した支援方針を定めております。このため、本人が居宅生活を希望されるとともに、国の通知に基づき居宅生活が可能と判断された場合については、速やかな居宅確保に努めているところであり、今後も適切に対応してまいります。
- ② 自立支援センターについては、実態に即した定員設定や支援体制等の整備を行い、ハローワークとの連携による就労支援等に取り組んでいるところです。今後も、入所者の住環境の改善を図るとともに、就労による意欲や能力を持っているホームレスに対して、就労による自立に向けた支援を進めてまいります。
- ③ 本市のホームレス支援を推進していくに当たっては、ホームレスを支援する民間団体等が有するノウハウ等を活用し、連携して取り組むことが重要であると考えております。引き続き、事業委託等の形で民間団体等と連携を深めてまいります。
- ④ 中央保護所については、指定管理者と連携し、入所者の自立の支援に取り組んでいるところですが、近年、ホームレスが抱える課題の複雑化等に対応できるよう、民設民営による一時宿泊機能を備えた救護施設への転換を図ってまいります。
なお、入所者への対応については、引き続き、保健福祉センターが実施機関として関わることで、公的責任を果たしてまいります。
- ⑤ 緊急一時宿泊事業については、現在、民間の宿泊施設を借り上げて実施しておりますが、施設の住環境等に課題を抱えていることから、今後、民設民営による緊急一時宿泊施設を併設した救護施設の整備を進め、現施設の課題の解消を図るとともに、より一層利用しやすい施設となるよう検討してまいります。また、就職活動等の理由により日用品が必要な利用者の方に対しては、必要に応じて日用品を現物で支給しております。
(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	177
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス自立支援センター事業 42,242千円 ・中央保護所運営経費 102,206千円 ・宿泊援護事業 111,808千円 ・保護施設整備助成 125,200千円【政策的新規・充実】 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	178
要 望 内 容	回 答		
178 市営葬儀事業を復活させること。	<p>① 市営葬儀事業については、年間利用件数が2,000件前後（昭和25年開設当時）から200～300件程度（廃止直前10年間）へと大幅に減少するとともに、収支状況も、廃止直前の利用料収入は10%程度で、残り90%は公費で賄う状況であったことから、平成17年度に廃止したものであり、本市の財政状況がより厳しさを増す中、事業を復活する考えはありません。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成12年11月 「京都市新世紀市政改革大綱」において、「事業そのものの在り方を見直す」とこととされた。</p> <p>平成13年 9月 「市政改革推進本部幹事会」において、「平成16年末廃止が適当」との意見が出された。</p> <p>平成17年 2月 廃止に係る条例を議会に上程 4月 事業廃止</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	179
要 望 内 容	回 答		
179 夏季歳末貸付資金の限度額を引き上げ、通年化する。生活保護受給者も貸付対象とすること。	<p>① 夏季歳末特別生活資金貸付事業は、本市の単独事業として実施しており、無利子・無担保・無保証人という極めて利用し易い条件のもと御利用いただいているものであります。</p> <p>本制度が貸付限度額や貸付条件の点で、他都市と比べても充実した内容となっていること、また、本市の財政状況が厳しいことを勘案いたしますと限度額の引上げや事業の通年化の実施は困難であります。</p> <p>② 生活保護受給者については、生活保護法の適用により最低生活が保障されているため、貸付の対象とする考えはありません。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <p>・夏季歳末特別生活資金貸付 72,061千円</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	180
要 望 内 容	回 答		
180 生活福祉資金は、要件を緩和し、審査期日が短縮できるように、必要な手だてを市として講じること。	① 生活福祉資金貸付制度は、京都府社会福祉協議会が実施主体であり、審査についても京都府社会福祉協議会において実施されております。今後も制度の円滑な運営のため、必要な働きかけを行ってまいります。		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	181
要 望 内 容	回 答		
<p>181 各内職会の補助金削減をしないこと。年度当初に交付すること。内職の条件を生かした働き方を考慮し、認定基準を拡充し、支援を強めること。</p>	<p>① 本市では、これまでから要綱に基づき、各内職会の運営事務費に対し、補助金を支出してきておりますが、依然として厳しい本市財政状況や内職就労を取り巻く状況を鑑み、補助金支出の必要性も含め検証し、適切な支出に努めてまいります。</p> <p>② 内職会の認定基準については、各内職会が補助金を適正に執行するとともに、貸付金を期限内に償還できることなど、継続的かつ適切な事務処理を行うことができる体制および財政基盤を有していることが求められますので、現在のところ拡充することは考えておりません。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内職授産事業 5,000千円 		

要 望 内 容

回 答

II 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を

182 教育予算を増額し、すべての学校で教育条件を整備・改善すること。

- ・すべての学年で30人学級を実現すること。当面、小学校3年生まで35人学級を拡充すること。
- ・すべての小学校で、3年生以上に専科教育を実施すること。
- ・全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。
- ・学校経常運営費を増額すること。光熱水費は別予算とし、保障すること。
- ・老朽校舎等の改修計画を作成し、教育環境の整備を急ぐこと。
- ・全ての小中学校の特別教室にエアコンを設置すること。
- ・学校のトイレは施設改善や洋式化を早急に進めること。全ての棟・階ごとに直ちにトイレを設置すること。

① 本市では、小学1年生については、国に先行して平成15年度から35人学級を実施しており、平成23年度には法制化も実現しました。

また、独自予算により小学2年生での35人学級、中学3年生での30人学級を実施しておりますが、全ての学年で30人学級を本市独自で実施するためには、毎年80億円もの巨額の財源が必要であり、その実施は困難です。

また、小学3年生までの35人学級についても、本市の厳しい財政状況の下、国の財政措置が不可欠であり、今後とも定数改善の実施について強く要望してまいります。

(平成30年度予算額)

- ・国基準を上回る少人数教育の推進

4,065,333千円

(うち、専科教員の配置拡大 40,500千円【政策的新規・充実】)

② 小学校での専科教育については、教科指導の充実と教員の負担軽減に向け、平成11年度から専科非常勤講師を独自予算により配置し、教科指導の充実と教員の負担軽減に向け、原則、6年生を対象とした専科教育(音楽・図工・体育・家庭・算数・理科・英語のうち1教科)を実施しており、30年度からは対象を5年生に拡大して実施する予定です。今後も更なる拡大に向けて、国に対し定数改善を引き続き要望してまいります。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	182
要 望 内 容	回 答		
	<p>③ 子どもたちが最も身近に本や資料にふれることができるよう、読書センターとしての機能はもとより、学習・情報センターとしての機能を充実させるため、司書や司書教諭の資格を有する「学校司書」を、平成21年度から各校に巡回派遣しております。平成27年度には、学校司書の配置が必要な全小・中・総合支援学校への配置を完了しており、今後、平成32年度までに、全小・中・総合支援学校へ複数日配置の実現を進めてまいります。専任化については、国の定数措置が必要であり、要望してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <p>・図書館司書配置日数拡大 151,940千円</p> <p>④ 学校経常運営費については、本市の財政状況が極めて厳しく、市総体として毎年度、概ね50億円以上の事業縮減を行っている中、ここ9年間は同水準を確保しております。また、光熱水費は平成16年度以降、この14年間同水準を維持するとともに、猛暑などに対応するため必要な追加配分を実施しております。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <p>・学校経常運営費 4,090,615千円</p> <p>⑤ 本市では、パブリックコメントを通して、学校関係者やPTAをはじめとする、幅広い層の市民の御意見を踏まえ、平成29年3月に「京都市学校施設マネジメント基本計画」を策定し、その中で本市におけるこれまでの統合校や長寿命化事業・校舎増築事業など施設整備における実例を反映した今後の学校施設の整備水準を定めております。</p> <p>また、平成30年1月には、同基本計画を踏まえた具体的な「行動計画」を策定したところであり、本行動計画においても、文部科学省の「学校施設の長寿命化改修に関する事例集（平成29年3月）」で示された先進的なモデルケースなどを踏まえ、国庫補助事業の要件を満たす整備水準を基本とすることとしております。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	182
要 望 内 容	回 答		
	<p>なお、平成30年度以降、本基本計画並びに行動計画に基づき、校舎の構造躯体である柱や壁などの耐久性を確認する「構造躯体の健全性調査」を実施してまいります。</p> <p>今後、基本計画並びに行動計画の下、長寿命化改修の実施に向け、可能な限り財政支出の平準化を図りつつ、取組の推進に努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の長寿命化に向けた学校施設マネジメントの推進 9,300千円【政策的新規・充実】 <p>⑥ 本市では全国に先駆け、小中学校全ての普通教室の冷房化を完了し、特別教室への空調設備についても、コンピューター室のほか、平成14年度に図書館、平成25年度には第一音楽室への設置を完了しており、全国平均を上回る状況です。</p> <p>その他の特別教室については、校舎の改築やリニューアル改修等、効率的に整備できる機会を捉えて進めてまいります。</p> <p>⑦ 学校のトイレについては、全面的な改修である「快適トイレ整備事業」と併せて、洋式トイレの設置要望や学校施設の地域利用・災害時の利用等に対応するため、便器の洋式化に特化した改修も実施しております。平成35年度末までに洋式化率の全市平均約6割を掲げ、取組を進めており、平成29年度末で約54%となる見込みです。平成30年度以降も、国への財源確保を求めながら、取組を進めてまいります。</p> <p>トイレの増設については、その必要度や施設の状況を勘案し検討してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適トイレ整備事業 366,000千円 		

要 望 内 容

回 答

183 学校公演に対する補助事業創設や、鑑賞の機会の拡大など、子どもたちが、演劇や音楽など、文化芸術に親しむ機会をさらに増やすこと。

- ① 本市では、「第2期京都文化芸術都市創生計画」及び「京都文化芸術プログラム2020+」に基づき、「ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業」や「ようこそ和の空間伝統公演とくべつ授業」をはじめ、京都芸術センターにおいて、公益財団法人京都市芸術文化協会との共催により、「夏休み芸術体験教室」、「冬休み芸術体験教室」を実施するなど、引き続き、子どもが文化芸術に触れる機会の創出に取り組んでまいります。
- ② 平成30年度は、「子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出」事業において、「ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業」及び「ようこそ和の空間伝統公演とくべつ授業」における、茶道・華道等のワークショップや伝統芸能公演の実施回数等を充実し、文化芸術を体験する機会を広げるとともに、関係局における文化芸術や伝統工芸に関する「担い手育成」に資する事業との連携を図り、より効果的に事業を推進してまいります。また、小学生を対象に、京都市交響楽団の演奏を鑑賞する機会を提供する「小学生のための音楽鑑賞教室」については、平成30年度も継続して実施してまいります。
- ③ さらに、中学生を対象とした能楽堂等での公演鑑賞を充実するなど、子どもたちが京都の伝統的な文化芸術に触れられる機会を一層創出できるよう取り組むとともに、関係局における文化芸術や伝統工芸に関する「担い手育成」に資する事業との連携を図り、より効果的に事業を推進してまいります。

(平成30年度予算額)

- ・京都・和の文化体験の日 5,000千円
- ・子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出 25,700千円【政策的新規・充実】
- ・京都市芸術文化協会交付金 24,824千円
- ・京都芸術センターの運営 130,803千円

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	184
要 望 内 容	回 答		
<p>184 学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず、やめるよう国にも求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。</p>	<p>① 全国学力・学習状況調査は、児童・生徒の学力実態や学習・生活習慣等を的確に把握し、指導改善に活かせる有意義なものと認識しております。</p> <p>本市では、教育委員会から全市の平均点や分析結果などを公表するとともに、各校においても自校の子どもたちの観点別の課題や取組の方向性などを保護者・地域と共有し、授業改善や家庭学習の充実などに取り組んでおります。</p> <p>今後とも有効に活用するとともに、学校の序列化や過度な競争につながることはないよう配慮してまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	185
要 望 内 容	回 答		
185 高校教育無償化の所得制限をやめ、元に戻すこと。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置を適用すること。	<p>① 「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、市町村民税所得割額が30万4,200円（世帯年収910万円程度）以上の世帯については授業料を徴収することとなっており、所得制限の導入は、限られた予算の中で、低所得者世帯への経済的支援の一層の拡充を図るためのものと考えております。</p> <p>また、前述の世帯以外については、国の「高等学校等就学支援金制度」に基づき公立高校の授業料は市府ともに徴収しておりません。</p> <p>加えて、府においては「あんしん修学支援制度」、「奨学のための給付金」制度を設け、国制度の対象外であっても、年収が500万円未満程度の世帯では実施無償化が行われるなど高校生が安心して進学できるよう手厚い支援が行われているところです。</p> <p>さらに、現在国において私立高校での教育負担の軽減について協議されているところであり、今後とも、国の動向を注視してまいります。</p> <p>② なお、朝鮮学校等の各種学校は京都府の所管であり、本市に無償化措置の適用の可否を判断する権限はありません。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年度～ 「私立高等学校あんしん修学支援事業」（京都府制度）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯…授業料全額無償化 ・年収500万円未満程度の世帯 <ul style="list-style-type: none"> …府内平均授業料（65万円）まで実質無償化 ・年収500万円～900万円程度の世帯 <ul style="list-style-type: none"> （平成26年度からは910万円以下） …年間168,800円を負担 <p>平成25年11月 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立</p> <p>平成26年 4月 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」を施行</p>		

要 望 内 容

回 答

186 公立高校入試については、前期選抜は止めること。地元の高校に進学できるよう、定員を確保すること。市立高校全日制に不登校生徒のための受検枠を設けること。

① 平成26年度から、複数回の受検機会や、複数校志願を可能とするなど、進路保障も十分に踏まえた新しい教育制度の下、京都市・乙訓地域の公立高等学校入学者選抜を実施しております。

② 全日制の公立高校に入学した全ての高校生とその保護者を対象に実施したアンケート調査結果によると、新しい教育制度について、肯定的な意見が約9割を占めており、評価・理解いただいたと判断しております。また、中学校からは、「中学生が将来の夢や希望を見据え、志望する高校の合格に向けて意欲的に学習に取り組んでいる」、高校からは、「入学後、生徒がこれまでより、いきいきと目的意識を持って充実した高校生活を送っている」などの報告がなされるとともに、中退者数も減少傾向が続いており、新制度は着実に定着してきていると考えております。今後とも、生徒自らが将来展望を持ち、主体的に進路選択ができるよう、入試制度の充実に努めてまいります。

③ 府との協議により、京都市・乙訓地域の公立高校全体で、募集定員や受検枠を決定し、不登校生徒の受検枠については、全日制では、府立朱雀高校全日制及び府立乙訓高校全日制に設けており、定時制では、市立西京高校定時制において、長期欠席者特別入学者選抜の募集枠を設け、平成29年度選抜からは募集枠を5名程度から10名程度に拡充しました。今後とも府市連携の下、不登校生徒の一層の進路選択及び進路保障の充実に努めてまいります。

(経過・これまでの取組等)

平成23年 6月 「京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会」設置
 平成24年 8月 「まとめ」が提出
 11月 「まとめ」に対する市民意見募集
 平成25年 1月 「新しい高校教育制度」を府・市両教育委員会にて策定

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	186
要 望 内 容	回 答		
	平成26年 2月 「平成26年度京都府公立高等学校入学者選抜（前期選抜）」 を実施 3月 「平成26年度京都府公立高等学校入学者選抜（中期選抜）」 を実施		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	187
要 望 内 容	回 答		
187 定時制高校は、希望者全員の入学を保障し、充実させること。西京高校定時制は残すこと。	<p>① 平成29年度入学者選抜においては、市内の公立夜間定時制で約150名の欠員が生じております。そうした状況の中、平成30年度の定時制については、定時制希望者に対して十分対応できるよう、京都府教育委員会とも協議のうえ、府市協調の下、前年度と同数の募集定員としております。</p> <p>② 定時制高校には、多様な生徒が在籍しており、各校において個別相談や家庭訪問など、これまでから生徒一人一人に応じた指導を行っております。 そのような中、近年の定時制高校の状況を踏まえ、伏見工業高校夜間定時制においては、平成29年度には文部科学省の研究指定事業「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備推進事業」に取り組み、発達障害等を有する生徒のニーズに基づいた個別指導について検討するとともに、教職員の資質向上を進めております。さらに、西京高校夜間定時制においても、平成28年度から文部科学省の研究指定事業「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」を通じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働し、個々の生徒のニーズに応じた支援を可能とする組織づくりに取り組んでおり、平成30年度も引き続き取り組んでまいります。</p> <p>③ また、伏見工業高校定時制と西京高校定時制の再編・統合による創設を目指す新定時制単独高校については、「ワーキンググループ」において基本構想の具体化に向けて議論し、市民意見募集を経て、「『新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ』まとめ」を平成29年6月に策定しました。 今後は、この「まとめ」を具体化するため、「新定時制単独高校の創設に係る開校準備チーム」において、「新しい定時制単独高校」の早期開校に向け、取り組んでまいります。</p> <p>(平成30年度予算額) ・新しい定時制単独高校整備 150,600千円</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

要 望 内 容

回 答

(経過・これまでの取組等)

- 平成26年 7月 「京都市立定時制単独高校の創設に関する基本方針」策定
10月 「新しい定時制高校創設プロジェクト」設置
- 平成27年 3月 「新しい定時制高校創設プロジェクト」まとめ(案)に対する市民意見募集
7月 「新定時制単独高校の創設に向けたまとめ」作成
8月 「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」策定
9月 「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」設置
- 平成28年12月 「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ(案)作成
- 平成29年 1月～ 「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ(案)に対する市民意見募集
- 平成29年 6月 「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ策定
- 平成29年度～ 「新定時制単独高校の創設に係る開校準備チーム」設置

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	188
要 望 内 容	回 答		
<p>188 学校，教育現場から体罰を一掃すること。いじめ，暴力，薬物乱用，学級崩壊の現状を正確に把握し，困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化すること。</p>	<p>① 体罰については，生徒指導や指導力向上の研修を行う中で，教員一人一人の意識改革を求め，指導力の向上及び組織的な生徒指導体制の確立を図るなど，根絶に向けた取組を推進してきたところであり，今後とも，適切な指導の徹底に努めてまいります。</p> <p>② また，いじめをはじめ，暴力，薬物乱用，学級崩壊等の教育課題の解決に向けては，教職員が組織的に情報や課題の共有を徹底し，「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」の迅速かつ組織的な対応の徹底を図っております。</p> <p>具体的には，年2回の記名式アンケートの実施をはじめ，本市独自に開発した「クラスマネジメントシート」を，平成25年度から小中学校で活用しており，今後も，シートの活用結果についての教職員間での情報共有の在り方など，更なる効果的な活用方策を検討してまいります。</p> <p>④ さらに，深刻化する青少年の非行防止や薬物乱用防止については，引き続き非行防止教室と薬物乱用防止教室を全小・中・高等学校で実施してまいります。</p> <p>⑤ 引き続き，京都府警察など関係機関との緊密な連携の下，学校への支援に努めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成25年6月 クラスマネジメントシート活用マニュアルを全小中学校へ配布 教職員向けの説明会を実施（～7月）</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	189
要 望 内 容	回 答		
189 スクールソーシャルワーカーを全校に配置すること。	<p>① スクールソーシャルワーカーを平成30年度には、配置校数を11校増の51校（小学校50校，高等学校1校）に拡大するなど，引き続き，よりきめ細やかな支援の充実や一層の体制強化に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの配置 58,073千円 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	190
要 望 内 容	回 答		
190 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の発達・進路を保障すること。	<p>① 総合支援学校高等部職業学科の定員については、企業就職を希望する障害のある生徒及び保護者のニーズにより多く応えるため、順次拡大してきたところであり、白河総合支援学校東山分校（地域総合科）が開校したことにより、職業学科定員は開設当時の約2倍（92名/学年）となっております。</p> <p>② 卒業後の進路保障については、企業就労をはじめ、就労移行支援事業所、就労支援A型・B型事務所への福祉就労、進学など、一人一人のニーズに応じた進路の実現を目指し、産業界や労働・福祉機関と連携して取り組んでおります。とりわけ、就労に向けては、職業学科では3年間で30週程度の実習を行う「デュアルシステム」を推進するとともに、学校、PTA、企業、労働・福祉関係機関等が参画する「巣立ちのネットWORK」においても、進路開拓やアフターケア等の取組を進めております。今後とも個別の包括支援プランを活用しながら、生徒一人一人の進路希望の実現に向け取り組んでまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成25年4月 白河総合支援学校東山分校（地域総合科）開校 （平成28年度より東山総合支援学校として本校化）</p> <p><総合支援学校高等部職業学科の定員拡大> ・平成21年度 48名 → 60名 ・平成23年度 60名 → 72名 ・平成25年度以降 72名 → 92名</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	191
要 望 内 容	回 答		
191 市内中心部に、総合支援学校を直ちに新設すること。	<p>① 総合支援学校の施設整備については、旧学習施設（楽只，壬生）や旧福ノ川保育所等の既存施設の活用を図るとともに、東山総合支援学校の新設や、新校舎増築など、充実に努めており、教室不足は生じておりません。このため、現時点においては、新たな総合支援学校を設置する考えはありませんが、呉竹総合支援学校の改築など、引き続き、児童生徒数の推移を注視し適切に対応してまいります。</p> <p>（平成30年度予算額） ・学校増収容・老朽化対策 31,800千円【政策的新規・充実】 （うち呉竹総合支援学校 基本計画策定 16,800千円）</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成25年4月 白河総合支援学校東山分校（地域総合科）開校 （平成28年度より東山総合支援学校として本校化） 平成26年2月 北総合支援学校新校舎増築 3月 西総合支援学校新校舎増築</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	192
要 望 内 容	回 答		
192 育成学級の学級編成の基準を市独自に改善すること。	<p>① 育成学級については、平成9年度から、対象児童・生徒が1名であっても地域の小中学校に設置してきたところです。また、国から配当された教員定数のなかでの難聴学級等で柔軟な学級編成、総合育成支援教育ボランティアの活用など、市独自の措置や工夫も行っており、今後とも、障害のある児童・生徒の教育の場の充実に努めるとともに、引き続き、教職員の定数改善を国に強く要望してまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	193
要 望 内 容	回 答		
<p>193 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。</p>	<p>① 発達障害等支援の必要な児童・生徒への指導・支援のため、小・中・総合支援学校においては、国から配当された教員定数の活用に寄り、また、幼稚園・高等学校においては、本市独自予算により非常勤講師を配置している他、総合育成支援を必要とする全学校・園に配置するとともに、支援を要する児童・生徒の実態や人数に応じて追加配置をしております。</p> <p>今後とも、支援の在り方を工夫・検討を重ね、きめ細やかな対応ができるよう努めるとともに、教職員の定数改善を国に強く要望してまいります。</p> <p>② LD等通級指導教室については、国からの定数措置のもと、現在、政令市トップとなる小学校61校、中学校17校の計78校に設置しており、今後とも、普通学級に在籍する発達障害等の児童・生徒も含め、障害のある児童・生徒の教育の場の充実に向け、定数改善を国に強く要望してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額) ・総合育成支援員配置 235,615千円</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	194
要 望 内 容	回 答		
194 「教員評価にもとづく給与査定」はやめること。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。	<p>① 「教員評価に基づく給与査定」については、発揮された能力や業績を認め、処遇上も報われることにより、職務遂行能力の向上と学校組織の活性化につなげるものであり、管理職については、京都府と同時期の平成21年12月から教員評価を給与に反映し、一般教職員についても、京都府と同じく平成25年4月から給与に反映しております。また平成28年4月には地方公務員法が改正され、人事評価を任用・給与などの人事管理の基礎として活用することが、より一層強く求められており、今後とも、制度の適正な実施に努めてまいります。</p> <p>② 教育実践功績表彰等については、一部の教職員を対象としたものではなく、全ての教職員を対象とし、教職員の意欲と情熱溢れる取組に対して表彰しているものであり、今後とも、「努力をしている教職員が正しく評価される」表彰制度の運用に努めてまいります。</p> <p>③ 指導力や資質に課題のある教職員に対しては、子どもや保護者及び市民から信頼される学校教育の実現のため、継続的に学校へ訪問し指導を行うなど、適切に対処していく必要があることから、教育公務員特例法に基づき、指導が不適切な教諭等の認定及び指導の改善の程度に関する認定を行っております。</p> <p>これらを行うに当たっては、同法及び指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則に基づき、保護者や専門家、教育関係者から構成される京都市教員指導力判定委員会の意見を聴くこととされております。また、京都市教職員資質等判定委員会については、京都市職員の分限に関する条例に基づき、客観的かつ専門的な立場から教職員の分限処分に関する事項を決定するうえで、公正を期すために設置しております。今後とも、保護者・市民や子どもたちから信頼される学校教育の実現を目指し適切に対処してまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	195
要 望 内 容	回 答		
<p>195 食育教育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく1校1名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消を広げ安全な学校給食を実施すること。学校給食食材の放射能検査を継続すること。</p>	<p>① 栄養教諭については、国から措置される定数が全校配置できるものとなっておりません。そのような中、食物アレルギーのある児童へのきめ細やかな対応や和食の推進など、京都ならではの食育のさらなる推進に向け、平成28年度から、本市独自予算による栄養教諭の配置を進め、平成29年度には全小学校へ配置（複数校勤務）を完了したところです。</p> <p>更なる配置拡大に向けて、引き続き、国に強く要望してまいります。</p> <p>② 学校給食については、京野菜を献立に取り入れるなどの地産地消を進めるとともに、添加物を極力使用しない献立作成や調理中の衛生管理の徹底など、引き続き、安全な給食の実施に努めてまいります。</p> <p>③ 宮城・福島・茨城・栃木・群馬・千葉県産の農産物、岩手・宮城・福島・茨城・千葉県産の水産物及び牛乳については、随時、京都市衛生環境研究所において放射性物質の検査を実施し、検査結果を速やかにホームページで公開しているほか、牛肉においても使用前日までに、生産者等が実施している放射能検査の結果を確認しており、引き続き、こうした取組を継続してまいります。</p> <p>（平成30年度予算額） ・独自予算による栄養教諭の配置 35,000千円</p>		

要 望 内 容

回 答

196 正規の学校給食調理員の採用を再開し、給食調理は直営とすること。アレルギー除去食をさらに進めること。厨房の空調を改善すること。

- ① 技能労務職の業務については、民間委託又は廃止を基本方針として、全市的に徹底した見直しを行っており、学校給食調理員についても、採用を行わないこととしております。
- ② なお、必要な人員については臨時的任用職員の雇用で対応するとともに、最小限の学校においては調理業務の委託を行い、安定的な学校給食の供給に繋がっているところです。
- ③ アレルギー対応については、学校長、給食主任、養護教諭、栄養教諭、給食調理員、アレルギー専門医（学校医会）等で構成する「食物アレルギー対策検討会議」を設置し、「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」を策定しております。「手引」では、アレルギー調理専用区画の確保が困難などの現状においても、適切な除去対応ができる品目として卵（鶏卵、うずら卵）、牛乳（パック入り牛乳）が挙げられており、平成27年度1年間の試行を経て、平成28年4月から全市立小学校で除去対応を開始したものです。除去食実施状況を踏まえ、現行の除去対応を継続することで、安心安全な給食の提供に努めてまいります。
- ④ 厨房の空調については、平成18年度に全小学校の給食室にエアコンを設置しております。給食室には釜などの熱源があり、室温を下げるには課題がありますが、衛生管理に配慮しながら、作業環境の改善に努めてまいります。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	196
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成18年8月 全小学校の給食室にエアコンを設置</p> <p>平成21年4月 3校で調理業務委託開始</p> <p>平成25年4月 新たに4校で調理業務委託開始</p> <p>9月 「食物アレルギー対策検討会議」を設置</p> <p>平成26年2月 「食物アレルギーの緊急対応に関する研修会」実施</p> <p>平成27年1月 「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」策定</p> <p>平成28年4月 全小学校給食における卵除去食の提供開始</p> <p>平成29年4月 新たに5校で調理業務委託開始</p>		

要 望 内 容

回 答

197 安全安心な温かい全員制の中学校給食を実施すること。児童・生徒及び保護者へのアンケートを実施すること。

- ① 中学校給食については、学識経験者、PTA代表、学校関係者で構成する「中学生の健やかな成長を目指す望ましい食生活と昼食に関する検討委員会」から出された提言に基づき、家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、栄養のバランスに配慮した食事を提供するため、全生徒を対象とした「校外調理委託方式」・「完全自由選択制」の給食を導入するとともに試食会などでの保護者や生徒の声を献立に反映するなど、常に改善に努めながら円滑に運営しております。
- ② 現在、本制度の下で、各中学校では、学校と保護者が生徒の昼食の在り方や家庭弁当の教育的効果等についてしっかりと議論する中で、給食を選択する生徒が65%近くである学校から、10%程度で御家庭からの弁当を主としている学校まで各校の実情や生徒一人一人の状況に応じて利用できる制度として定着しております。
- ③ 一方、添加物の無い安全な食材にこだわり、加工品を使わず手作りするなど調理工程が多い京都ならではの小学校と同様の献立を、自校方式により中学校全員給食で実施するには、少なくとも200億円程度の予算が必要であり、現在の厳しい財政状況においては、優先すべき課題も多く実施は困難と考えております
- ④ 献立については、教育委員会の栄養士が原案を作成し、栄養バランスはもとより、可能な限り京都府内産食材を使用するなど地産地消の観点にも配慮したものとしており、今後とも、生徒・保護者や学校現場の意見をお聞きしながら、「温かいおかず」を増やすなど現在の選択制の中学校給食の充実に取り組んでまいります。

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	198
要 望 内 容	回 答		
198 学童う歯対策事業は縮小することなく、継続実施すること。	<p>① 乳歯から永久歯に生え変わる小学生の時期は、最もむし歯になりやすい時期であり、早期治療は、生涯にわたり歯の健康を守るために大変重要であることから、本市では、学童期のう歯治療費を全額公費負担しております。</p> <p>② 今後においては、約50年にもわたり、全ての家庭の子どもが公費負担で治療を受けられる全国に例のない本市独自の制度として定着しているものの、平成24年度の会計士等による外部監査や平成26年度事務事業評価委員会において、費用対効果の面等から、他の制度や方法がないかを含め、事業の見直しについて検討するよう指摘を受けていることを踏まえ、制度の在り方について慎重に検討してまいります</p> <p>(平成30年度予算額) ・学童う歯対策 311,417千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 昭和43年～ 市内の小学生を対象に、学童期のう歯治療費を公費負担している。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	199
要 望 内 容	回 答		
199 教職員は正規を原則とすること。当面、非正規の教員の身分保障と待遇改善等、格差是正を図ること。会計年度任用職員を導入しないこと。	<p>① 市立小・中・総合支援学校の教員の給与は、平成29年度以降、児童生徒数や学級数を基に国から本市へ直接配当される定数に応じて本市が給与を負担しますが、児童生徒数等の変動が見込まれる中で、過員を生じさせないためには、これまでと同様に、一定数の臨時的任用職員の任用が必要です。</p> <p>なお、常勤講師や非常勤講師などの給与等の勤務条件については、平成30年度から常勤講師の任用に係る改善（新たな任用と前の任用との間に一定の期間を設けるいわゆる「空白期間」の解消）を行うなど、今後とも、国の通知や人事委員会勧告等も踏まえ、適切に措置してまいります。</p> <p>また、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う現在の臨時的任用職員及び非常勤嘱託員の職の在り方等につきましては、法改正の趣旨に則ったものとなるよう、円滑な制度の実施に向けて検討を進めてまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

- 200 教職員の時間外労働を縮減すること。
- ・ I Cカード, タイムカード等の導入を行い, 出退勤等労働時間を的確に把握し, 改善すること。
 - ・ 不具合の多い「校務事務電算化システム」の改善をすること。
 - ・ 教職員の仕事を軽減すること。
 - ・ 休憩時間を確保すること。

- ① 教職員の勤務実態については, 平成23年12月より時間外勤務チェックシートにより, 把握に努めております。
- このチェックシートは過去に行った I Cカードによる時間外勤務の時間数把握の試行も踏まえ, 時間数だけでなく, 業務内容まで表計算ソフトへ記入することにより, 時間外勤務の原因を分析し, 業務改善に繋げるものとして導入しており, 平成29年度からは, 出退勤時間を記入する形に変更するなど, 見直しも図っております。こうした中, 平成29年8月に中央教育審議会において, 勤務時間の把握について, 自己申告方式ではなく, 客観的に把握し, 集計できるシステムを直ちに構築するよう緊急提言が発出されたことも踏まえ, 本市においても, 勤務時間をより客観的に把握し集計するシステムの構築に平成30年度から着手する予定です。
- ② 教職員の事務負担の軽減に向けては, 平成29年6月に, 教育委員会と学校現場で構成する「学校現場の業務改善プロジェクト」に「時間外勤務縮減部会」を設置し, 職員の働き方の見直しとともに時間外勤務の削減につながる効果的な取組の検討を進めております。
- 更なる「働き方改革」推進のため, 経験豊かな退職教員を配置する教務主任補佐の拡充や29年10月から試行実施した部活動指導員の導入・拡大や教員の事務的な業務をサポートするスタッフの新規配置, さらに, 学校からの意見を反映させ操作性の向上や改善に取り組んできた校務支援システムでは, 平成30年度から自宅でもシステムが利用できる「リモートアクセス機能」を導入するなど環境整備に取り組んでまいります。
- あわせて, 国には, 教職員定数の抜本的改善を求めてまいります。

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	200																								
要 望 内 容	回 答																										
	<p>③ 教職員の時間外労働の縮減をはじめ、教職員の健康・増進に向けて、休憩時間の確保や勤務時間の振替制度等の活用の徹底、勤務状況・健康状態の把握と健康管理医による面談の利用、事務の効率化、学校閉鎖日の設定等による長期休業期間中における休暇の取得促進、部活動休止日の設定等について全校通知を行い、その中でノー残業デーの設定や行事及び会議・研修の精選等の具体的な方法もあわせて例示するなど、各校における時間外勤務の縮減に努めております。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校における働き方改革」推進のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 160,000千円【政策的新規・充実】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">P Cを活用したバーコード方式による出退勤管理システム</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">12,900千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">教務主任補佐の配置拡大</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">9,900千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">校務支援員の配置</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">51,900千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">部活動指導員の配置</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">44,800千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">専科教員（スクールサポーター）の配置拡大</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">40,500千円</td> </tr> </table> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成19年度</td> <td>「事務効率化プロジェクトチーム」設置</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>タイムカード方式により10校園で試行実施</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>I Cカード方式により5校園で試行実施</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>表計算ソフト方式により全校園で実施</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>「校務事務電算化システム」先行導入（小中学校30校）</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>「校務事務電算化システム」全校導入（全小中高等学校）</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月</td> <td>「時間外勤務縮減部会」設置（小中学校）</td> </tr> </table>			P Cを活用したバーコード方式による出退勤管理システム	12,900千円	教務主任補佐の配置拡大	9,900千円	校務支援員の配置	51,900千円	部活動指導員の配置	44,800千円	専科教員（スクールサポーター）の配置拡大	40,500千円	平成19年度	「事務効率化プロジェクトチーム」設置	平成21年度	タイムカード方式により10校園で試行実施	平成22年度	I Cカード方式により5校園で試行実施	平成23年度	表計算ソフト方式により全校園で実施	平成25年度	「校務事務電算化システム」先行導入（小中学校30校）	平成26年度	「校務事務電算化システム」全校導入（全小中高等学校）	平成29年6月	「時間外勤務縮減部会」設置（小中学校）
P Cを活用したバーコード方式による出退勤管理システム	12,900千円																										
教務主任補佐の配置拡大	9,900千円																										
校務支援員の配置	51,900千円																										
部活動指導員の配置	44,800千円																										
専科教員（スクールサポーター）の配置拡大	40,500千円																										
平成19年度	「事務効率化プロジェクトチーム」設置																										
平成21年度	タイムカード方式により10校園で試行実施																										
平成22年度	I Cカード方式により5校園で試行実施																										
平成23年度	表計算ソフト方式により全校園で実施																										
平成25年度	「校務事務電算化システム」先行導入（小中学校30校）																										
平成26年度	「校務事務電算化システム」全校導入（全小中高等学校）																										
平成29年6月	「時間外勤務縮減部会」設置（小中学校）																										

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	201
要望内容	回答		
<p>201 部活動等の実態を把握し、改善のために、教職員と子どもの負担軽減を示した「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく実施状況を検証すること。また、児童生徒の心身におよぼす影響を踏まえ、必要な改善措置を講ずること。</p>	<p>① 小学校については、「京都市立小学校運動部活動等ガイドライン」、中学校については「京都市立中学校運動部活動ガイドライン」を作成、運用し、各校において適切な部活動運営を行っているところです。今後も各校の状況を適宜把握、検証し、国におけるガイドライン策定の動きを注視しつつ、引き続きガイドラインの遵守を徹底してまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	202
要 望 内 容	回 答		
202 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。義務教育学校の導入はしないこと。	<p>① 本市の学校統合及び統合に伴う小中一貫教育校の創設については、小規模校の教育環境の課題解決を目的として、地域住民・保護者の方々の意思を最大限に尊重しながら、各校・各地域の状況に応じて取組を進めております。</p> <p>② 学校教育法等の改正に伴い、小中一貫教育が制度化されたことを踏まえ、一人の校長の下に運営されているなど、法令上の要件を満たす凌風、大原、花背、開晴、東山泉、宕陰の各小・中学校を平成30年度から義務教育学校に移行いたします。</p> <p>さらに、平成31年度には、7校目の義務教育学校として向島秀蓮小中学校を開校する予定であり、一人の校長、一つの教職員組織のもと、柔軟な学年の区切りの設定など制度上の特性を生かしながら一貫した教育活動を行ってまいります。</p> <p>引き続き、全市において、各中学校区の状況に応じた小中一貫教育の一層の充実に努めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成20年度 小中一貫教育・京都市の5つの視点を策定 平成23年度 小中一貫教育を全中学校ブロックへ展開 平成27年度 小中一貫教育・京都市の5つの実践を策定 平成28年度 全中学校ブロックにおいて、小中一貫教育構想図を策定 平成29年4月 下京雅小学校 開校 向島二の丸小学校・二の丸北小学校 一次統合</p> <p>※ 幼稚園11園を3園に、小・中学校72校を19校とする統合が実現</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <p>・小中一貫教育 2,352千円</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	203
要 望 内 容	回 答		
203 6000筆の中止を求める署名が提出された京北の学校統廃合計画は、中止すること。	<p>① 現在、地域やPTA代表等で構成された「京北地域小中一貫教育校検討協議会」において、小中一貫教育校の創設に向け議論が進められており、検討協議会開催ごとに京北地域全戸配布の「検討協議会だより」で協議の状況とご意見を受け付ける旨をお知らせするとともに、適宜住民説明会を開催し、地域住民や保護者と直接意見交換をさせていただいているところです。</p> <p>また、4小中学校・保育所保護者代表者による会議において、給食や標準服のあり方について、全保護者へのアンケート等も実施しながら熱心に検討されるとともに、専門部会でも通学方法について協議が進められております。</p> <p>今後も、4小中学校での合同の教育活動の充実等により新たな小中一貫教育校での教育活動をイメージいただくとともに、通学への不安等の課題についてもきめ細かくご意見をお聞きする中で検討を進め、統合への理解を深めていただけるよう努めながら、京北地域全体の活性化にもつながる小中一貫教育校の創設に向けて取組を進めてまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

204 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度の所得基準額を引き上げ、対象を広げること。援助額の増額・早期支給を行うこと。就学援助項目を拡大すること。マイナンバーを申請要件としないこと。案内は、全児童、生徒に配布すること。

① 本市では、児童生徒が市立小・中学校へ就学するにあたり、経済的理由により、就学困難な世帯に対し、就学援助制度を設けており、平成30年度は、約13億円の予算を確保しております。

所得基準額についても、生活保護基準や物価水準の下落等に準じた引下げを行わず、実質的には基準を緩和しており、厳しい財政状況の下、これ以上の新たな措置は困難です。

援助内容についても、学力の定着と自学自習の習慣化を目指す本市独自の小中一貫学習支援プログラムの経費をはじめ、校外活動費は長期宿泊事業の実施に伴い限度額を撤廃し費用のほぼ全額を支給しているところです。

また、食物アレルギーに伴う診断書作成費の支給項目追加や、学校給食費及び修学旅行費の改定に伴い就学援助費の支給上限金額を増額するとともに、平成29年度から新入学学用品費をほぼ倍額としたところです。

こうした本市独自予算による制度の充実及び保護者負担の軽減に加え、引き続き国に対して就学援助費に係る財政措置を講じるよう要望しております。

さらに、新入学学用品費については、平成29年9月に予算の補正を御議決いただいたところであり、平成30年度入学予定の児童・生徒に入学前の早期支給を実施します

② 平成29年度から認定にあたっては、証明書の提出が不要など手続が簡易となるマイナンバー制度を活用しておりますが、本市に課税情報がない等マイナンバーが利用できない場合には、公的機関が発行する証明書の提出を求める等の対応を行っております。

③ また、案内については、新入学児童生徒全員と市外からの転入生の保護者にリーフレットを配布のうえ、各校が配布する「学校だより」や全家庭配布の「PTAしんぶん」への掲載を行うとともに、保護者懇談会や家庭訪問等の機会を通じて、学校から保護者に直接周知することにも取り組んでおります。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	204
要 望 内 容	回 答		
	<p>なお、平成30年度入学予定の児童への新入学学用品費の入学前年度での支給に係る案内は、入学届の提出時に全保護者に直接配布するほか、各区役所・支所にリーフレットを配架することで、周知しております。</p> <p>さらには、全校の学校ホームページ並びに調査課ホームページに基準額・支給内容等も含む詳細の掲載及び各区役所・支所にリーフレットを配架する等でも周知を図っております。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費 1,342,956千円 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	205
要 望 内 容	回 答		
<p>205 義務教育無償の対象を授業料、教科書以外にも広げ、副読本や遠距離通学費などの保護者負担をなくすこと。遠距離通学費補助については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とすること。</p>	<p>① 我が国では、児童・生徒に直接還元される副読本等の学用品費等については、保護者負担が原則であり、本市でも、これまでから保護者負担をお願いしております。</p> <p>一方で、保護者負担軽減の観点から、教材の使用や校外活動の実施においては、必要性や効果を十分精査するとともに、教材費等の予算確保に努めており、今後とも、就学援助制度の活用も含めた、保護者負担の軽減に努めてまいります。</p> <p>② 市立小・中学校における通学費補助については、要保護（生活保護費）及び準要保護児童生徒（就学援助費）には全額を補助し、就学援助児童生徒以外にも、1箇月の定期代が基準額（※）を超える者に基準額を超える部分の補助を実施しております。さらに、同一世帯に対象者が2人以上いる場合、1箇月の定期代が最も高い者以外の通学費負担を全額補助するなど制度の充実も図っております。</p> <p>※市バスの均一区間定期運賃を基準額とし、平成元年度以降の運賃値上げに際しても基準額を引き上げず、保護者負担を増やさないよう対応している。</p> <p>③ また、学校統合によって通学が遠距離になる場合については、統合の経緯を勘案して、スクールバスの運行経費を公費で負担したり、通学費を全額補助するなど、個々の事情に応じて対応しております。</p> <p>なお、公共交通機関を利用する全ての児童生徒の交通費を全額公費負担する考えはございません。</p> <p>（平成30年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学援助費 1, 342, 956千円 ・ 遠距離通学補助事業 21, 780千円 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	206
要 望 内 容	回 答		
<p>206 適正規模を超える学校は新設をはかるなど早急に解消すること。生徒数1000人を超す神川中学校については、学校の分離新設をはかること。</p>	<p>① 大規模校については、教室数が不足する等、教育上支障が出ると予想され、かつ児童・生徒数の増加傾向の継続が見込まれるなどの国庫補助金の対象となる条件を満たした場合に増築に着手しております。</p> <p>② 神川中学校については、近年の生徒数増に対応するため、校舎・プールの一体型施設の整備を行い、運動場を2倍に拡張するとともに、普通教室・多目的室等16教室分を有する新校舎を建設するなど、生徒数の増加に応じて教育環境の整備充実に努めております。</p> <p>現状では、神川中学校並びに同中学校に進学する3小学校とも、既に児童・生徒数のピークを過ぎ、徐々に減少しており、校舎の分離新設等は必要ないと考えておりますが、引き続き、生徒数の推移を注視してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成15年度 校舎・プールの一体型施設を整備 平成20年度 運動場を2倍に拡張 平成24年度 普通教室・多目的室等16教室分を有する新校舎を建設</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	207
要 望 内 容	回 答		
207 元小学校については、トイレ等の改修を含めて地域の避難所等地元活用施設として維持・管理を行うこと。	<p>① 避難所等に指定されている閉校施設の体育館・講堂については、災害発生時の地域住民等の避難施設として重要な役割が期待されており、整備の在り方については、今後の跡地活用の状況等を十分に見極めながら、個々の施設の利用状況や老朽度合い等を踏まえ修繕等を行うなど必要な維持・管理に努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉校施設の維持・管理 6,383千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年度 元聚楽小学校の体育館トイレを改修</p> <p>平成27年度 元堰源小学校体育館耐震改修工事実施 元有隣小学校体育館耐震改修工事実施 元安寧小学校体育館トイレ改修工事実施</p> <p>平成28年度 元有隣小学校校舎耐震改修工事実施 ※ 元格致小学校については、平成29年度から下京雅小学校の仮校舎として使用するための改修工事を実施</p> <p>平成29年度 元生祥幼稚園園舎耐震改修工事実施</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	208
要 望 内 容	回 答		
208 教育委員会は、首長からの独立性を確保すること。市民からの請願・意見を審議すること。	<p>① 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の規定に基づく、首長から独立した合議制の執行機関であり、平成27年4月からの改正法施行後も、その位置づけは変わっておりません。</p> <p>また、首長が主催する総合教育会議において、市長と教育委員会のそれぞれの権限に関する事項について協議・調整を行うなど、市長部局との一層の連携による総合行政としての教育を推進しつつ、これまでと同様、教育委員会の権限と責任の下で、教育改革を一層進めてまいります。</p> <p>② 市民からの請願や意見については、これまでから、適宜、教育委員会会議等において担当所属からの報告等に基づき審議・検討されており、今後とも、広く市民の意見等を反映した教育行政の実現を目指してまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	209
要 望 内 容	回 答		
<p>209 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。国の定めた「徳目」を子どもに押しつける道徳の教科化はやめること。</p>	<p>① 各学校においては、法規としての性質を有する学習指導要領を基準として、校長が教育課程を編成し、これに基づき教員が指導するものであり、国旗・国歌についても、児童・生徒が、日本人としての自覚と国際社会の一員としての資質を高めるとともに、我が国はもとより、他国の国旗・国歌を尊重する態度の育成を趣旨とする学習指導要領に基づき、指導の徹底を図っております。</p> <p>② また、道徳教育を通じて育成される道徳性は、「豊かな心」や「確かな学力」「健やかな体」の基盤となり、児童・生徒一人一人の「生きる力」を根本で支えるものであるとの認識の下、この間、教科化に向けた実践研究を進めており、平成30年度からは小学校において「特別の教科 道徳」として学校・家庭・地域が一体となった本市ならではの道徳教育を引き続き推進してまいります。</p>		